

はじめに

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋投棄、砂漠化、人口爆発など、世界各地で地球の悲鳴が聞こえる時勢となってきました。これは有史以来、人類の文明の発展とともに地球環境が破壊されてきたことを物語っています。

このような大きな課題を抱えた現代は、私たち一人ひとりが自然の豊かさに甘えるのではなく、生活環境、自然環境を次世代に残すことに努力しなければいけません。世界に誇れる別府の環境を理解するとともに、その環境を生かしたライフスタイルの別府版を創造していくことが必要だと考えます。

そこで、本市は地球温暖化対策、生活環境の改善や自然保護施策を展開することにより、低炭素社会の実現に向けて環境保全意識の高揚のためその知識の普及に傾注していきたいと考えてます。

本冊子は「別府市環境基本計画」に基づき、行政自らが率先して環境保全に取り組むための「率先実行計画」を盛り込むと同時に、平成19年度における本市の環境の概要についてまとめております。皆様に見ていただき、別府市の環境に対するご理解のための一助となれば幸いに存じます。

平成21年2月

「別府市環境基本計画」において目標とする「望ましい環境像」は、21世紀半ばを展望しています。

「望ましい環境像」：自然・湯けむり・おもてなしが築く『環境みらい都市・別府』

(基本目標)

- 1 「共生」：多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう
- 2 「循環」：限られた資源を大切にし、健康で安心して暮らせるまちにしよう
- 3 「国際的取り組み」：未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう
- 4 「参加」：共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう

この「望ましい環境像」の実現に向けて、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任のもと、共に行動するパートナーシップ体制を構築します。

目次

第1章 環境行政の概要

1. 行政の機構と業務	1
(1) 機構	1
(2) 業務	2
2. 別府市環境保全審議会	4
3. 別府市環境監視員及び別府市みどり監視員	5
4. 別府市エコワーク委員会	6

第2章 自然環境及び生活環境の現状

1. 環境管理指標の現況	7
2. 自然環境の現状	8
(1) 気象	8
(2) 地形・地質	9
(3) 河川・水系	9
(4) 海域	9
(5) 温泉	9
(6) 自然環境の保護	9
3. 生活環境の現状	11
(1) 大気質	11
(2) 水質	14
(3) ダイオキシン類	20
(4) 騒音・振動	21
(5) 悪臭	24
(6) 廃棄物・リサイクル	24
(7) 水資源・エネルギー	26
(8) 畜舎及び環境衛生の現況	27
4. 公害等の監視と処理の現状	29
(1) 別府市環境監視員の活動状況について	29
(2) 法律・条例に基づく特定工場等の届出状況	30
(3) 法律・条例に基づく特定建設作業等の届出状況	32
(4) 公害苦情の現状	33
(5) 空き地の管理	35
5. 環境保全活動の支援	36

第3章 率先実行計画

1. 率先実行計画の概要	37
(1) 率先実行計画の目的	37
(2) 地球温暖化対策実行計画	37
(3) グリーン購入の取組み	37
(4) 率先実行計画の進行方法	37
2. 率先実行計画の取組み状況	39
(1) 地球温暖化対策の取組み	39
(2) グリーン購入の取組み	39
(3) エコワーク活動の取組みに係る課題	39

参考資料

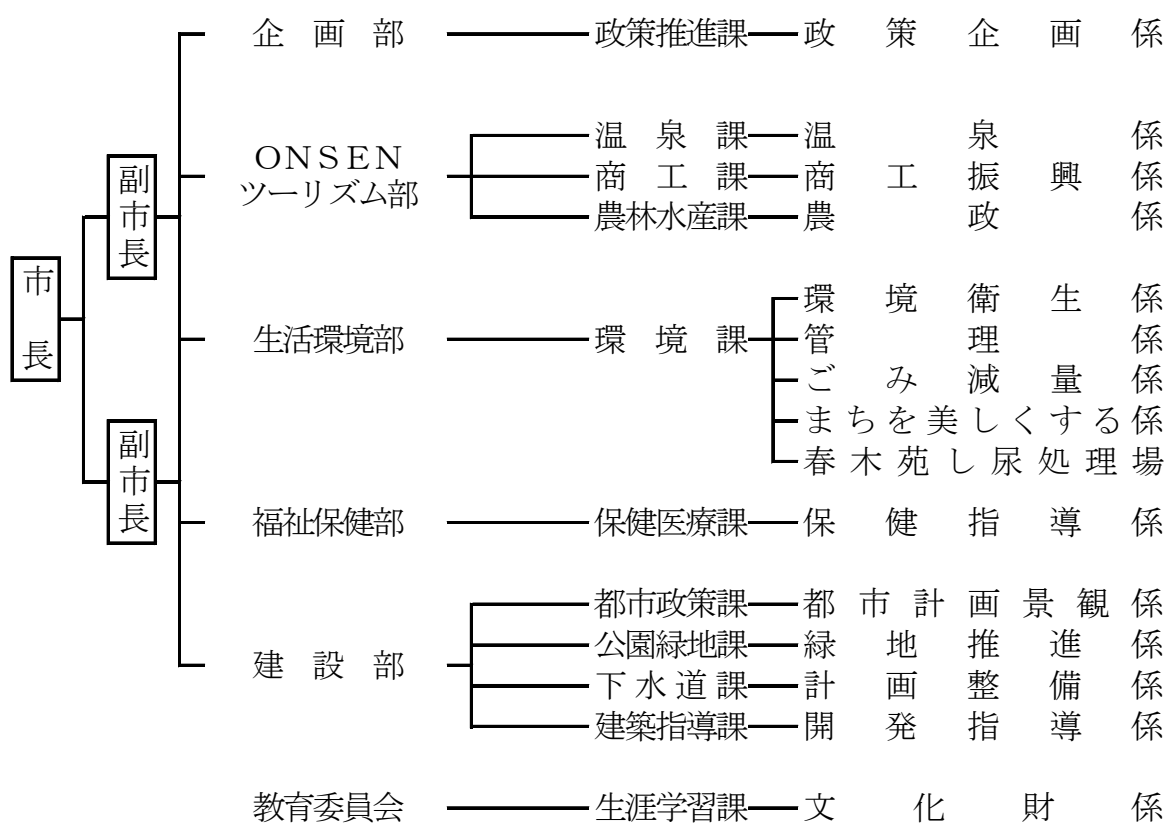
1. 環境行政のあゆみ	40
2. 別府市環境保全条例に基づく特定工場等（抜粋）	42
3. 環境基準類型設定のされている水域	43
4. 特定建設作業の規制基準とその種類	45
5. 騒音に係る環境基準	46
6. 別府市環境施策の推進を図る組織に関する要綱	48
7. 別府市地域環境美化条例の概要	50
〔参考〕用語解説	52

第1章 環境行政の概要

1 行政の機構と業務

(1) 機構

※ 環境保全条例に係る担当部課



図表 1.1 環境行政機構図

別府市環境保全審議会	委員	20名
	専門調査委員	4名
環境監視員		17名
みどり監視員		12名

(2) 業務

1 政策推進課 — 政策企画係

①総合基本計画の策定並びに進行管理に関する事

2 温泉課 — 温泉係

①温泉の適正利用に関する事

②地下水の採取規制に関する事

③温泉の公害苦情に関する事

3 商工課 — 商工振興係

①小規模事業者に対する公害防止施設にかかる資金の斡旋、助成に関する事

4 農林水産課 — 農政係

①畜産の経営改善指導に関する事

②畜舎等の衛生管理指導に関する事

5 環境課 — 環境衛生係

①環境保全に関する企画及び調整に関する事

②環境保全思想の普及及び啓発に関する事

③環境衛生改善指導に関する事

④そ族、昆虫駆除に関する事

⑤愛がん動物等の適正な飼育管理調査に関する事

⑥環境保全審議会に関する事

⑦環境影響評価に関する技術的な指導及び審査に関する事

⑧自然環境の保全（保護樹を除く）に関する事

⑨その他環境保全に関する事

⑩公害関係の法令及び条例に関する届出や許可の申請の受理、審査指導に関する事

⑪公害の調査、監視、測定に関する事

⑫公害の苦情処理に関する事

⑬公害防止施設設備資金に関する事

⑭環境監視員に関する事

— ごみ減量係

① 清掃思想の普及及び啓発に関する事

— まちを美しくする係

①町を美しくする指導及び実施に関する事

②ごみの不法投棄の監視指導に関する事

③ごみ等の処理に関する苦情処理に関する事

④公共の場所等の清潔保持に関する事

⑤野つば及び野井戸の管理に関する事

— 管理係

①あき地等の管理指導に関する事

— 春木苑し尿処理場

- ①し尿等の不法処分の監視及び実施に関すること
- ②し尿浄化槽の管理及び指導に関すること
- 6 **保健医療課 — 保健指導係**
 - ①公害のかかる健康被害調査に関すること
- 7 **都市政策課 — 都市計画景観係**
 - ①風致地区内における建築等の規制に関すること
 - ②指定建築物の規制に関すること
- 8 **公園緑地課 — 緑地推進係**
 - ①都市緑化の総合企画に関すること
 - ②環境緑化の事業の普及、啓発及び指導に関すること
 - ③公共施設、公共空き地の緑化に関すること
 - ④みどり監視員に関すること
- 9 **下水道課 — 計画整備係**
 - ①公共下水道及び都市下水道の維持管理に関すること
 - ②環境保全条例に基づく排水処理に関すること
- 10 **建築指導課 — 開発指導係**
 - ①開発行為の許可に関すること
 - ②宅地造成に関する工事の許可に関すること
- 11 **生涯学習課 — 文化財係**
 - ①文化財の保護に関すること
 - ②保護樹の指定に関すること

2 別府市環境保全審議会

別府市環境保全条例に基づき、自然環境及び生活環境の保全に関する重要な事項を調査審議するため設置された機関です。

委員は20名以内で、学識経験者6名、市議会議員4名、民間団体の代表者7名、関係行政機関の職員3名により構成されています。なお、同会に3名の専門調査委員を委嘱しています。

昭和50年6月16日設置後、直ちに環境保全条例の施行規則案を諮問し、同年10月27日答申を受け、同年12月1日に環境保全条例が施行されました。

別府市環境保全審議会委員

平成20年3月31日現在

	職業、推せん団体等	氏名
会長	大分県厚生連鶴見病院院長	明石 光伸
副会長	学 識 経 験 者	西 田 實
	市 議 会 議 員	内田 有彦
	〃	猿渡 久子
	〃	荒金 卓雄
	〃	加藤 信康
	学 識 経 験 者	由佐 悠紀
	〃	千野 博之
	〃	小田 久美
	〃	江崎 一子
	大分県別府市医師会	大藪 久憲
	別府商工会議所	斉藤 哲
	別府市観光協会	伊藤 秀憲
	別府市農業協同組合	高橋 武良
	別杵速見森林組合	荒金 敦
	大分県漁業協同組合 別府支店	三ヶ尻 正友
	大分県建設業協会 別府支部	安部 孔一
	大分県衛生環境研究センター	粟津 記久夫
	大分県別府県民保健福祉センター	衛 藤 和 則
	別府市職員代表	中畑 真由美

専門調査委員

	専門分野	氏名
	植 物	荒金正憲
	植 物	後藤利幸
	植 物	小田 毅
	水 生 動 物	瀬戸屋耕二

3 環境監視員名簿

(平成 20 年 3 月 31 日現在:環境安全課)

環境監視員は、特に環境問題に強い関心を持っている方々 17 名を選出しており、市の良好な環境を守るための活動を行っています。

担当地区	氏名
野口	幸 晃 司
境川	福永 悟士
北	利光 正敏
青山	藤本 恵
西	神 恒登士
南	日野 雅弘
浜脇	島末 康人
石垣	鬼束 到
春木川	平原 六男
上人	井上 光平
亀川	浅川 勝成
朝日	大野 吉彦
大平山	日高 清志
鶴見	阿部 正義
緑丘	三島 馨
南立石	木下 章
東山	八川 元春

4 みどり監視員名簿

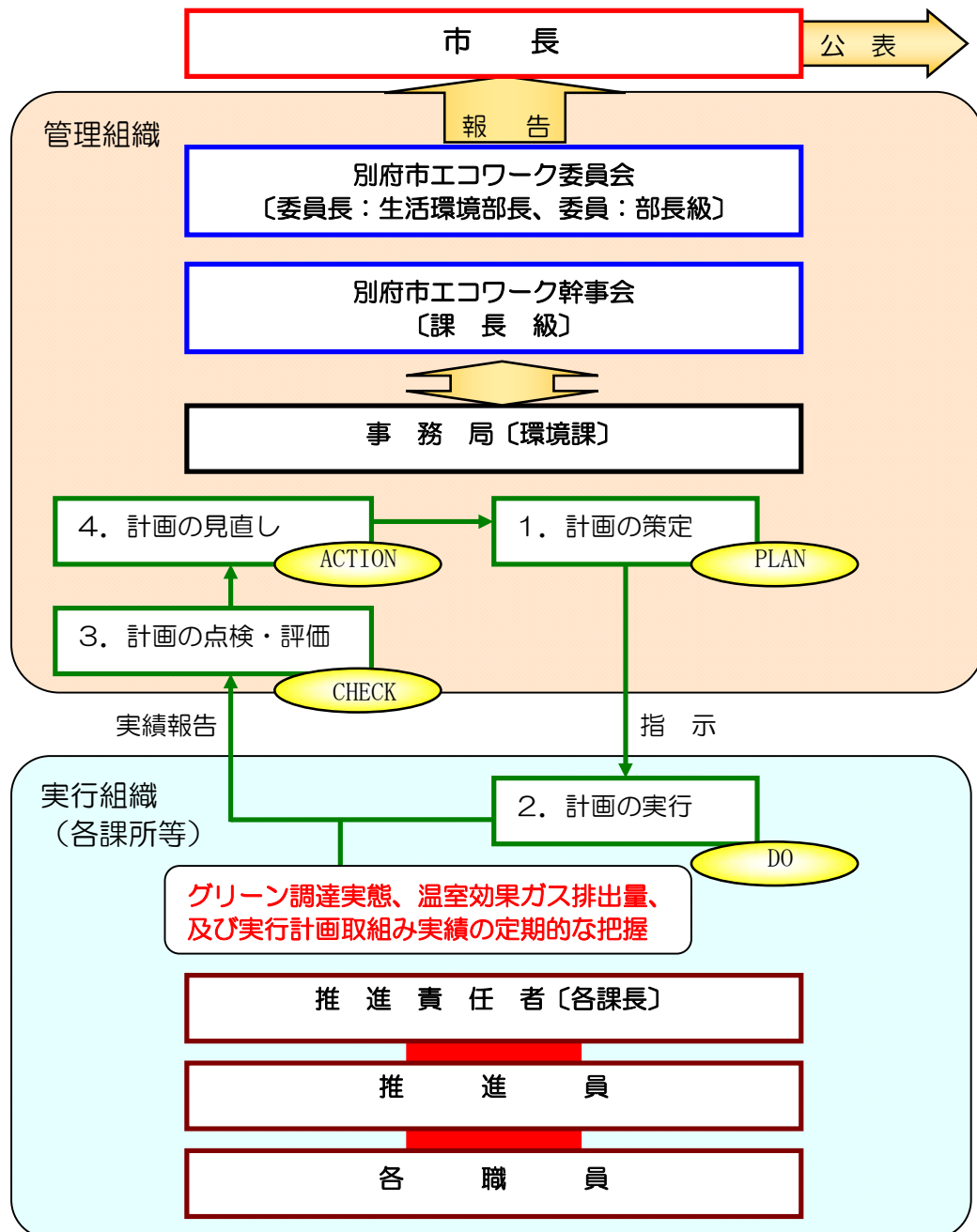
(平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日:公園緑地課)

みどり監視員は市内の各担当地区での保護地区や保護樹等の監視や環境緑化推進の指導にあたり、その結果を報告書にまとめて毎月提出しています。

担当地区	氏名
内成地区	佐藤 茂人
市街地区	河野 喜一郎
実相寺地区	安藤 俊二
亀川地区	加藤 信治
内竈・野田地区	右田 政幸
天間地区	久保 幸孝
小鹿地区	大野 秀雄
東山地区	堀谷 剛司
城島地区	首藤 吉男
石垣地区	土田 典子
明礬・鉄輪地区	渡辺 精治
古市・関の江地区	佐藤 義廣

5 別府市エコワーク委員会

当市では、環境施策の推進を図る組織として「別府市環境施策の推進を図る組織に関する要綱」に基づき「別府市エコワーク委員会」を設置しています。この委員会では、行政自らが環境保全に向けた取組みを率先実行するための行動計画の策定や実行状況の点検・評価、計画内容の見直しを行います。



図表 1.2 別府市エコワーク推進組織図

第2章 自然環境及び生活環境の現状

望ましい環境像：自然・湯けむり・おもてなしが築く『環境みらい都市・別府』

1 環境管理指標の現況

基本目標	施策項目	環境管理指標	スタート時数値	現況数値
共生	山間・山麓、農村の自然環境の保全	森林面積比率	平成12年初 63.5%	平成17年初 63.0% (数値の更新は5年毎)
	湯けむりと緑の花のまちづくり	1人あたり公園面積	平成12年3月31日現在 6.32㎡	平成20年3月31日現在 7.13㎡
		保護樹林指定数	33ヶ所	32ヶ所
	水辺環境の保全と水と親しむまちづくり	水辺生物調査	—	平成19年度上人ヶ浜海岸動物調査実施
	土と親しむまちづくり	農と親しむイベント	—	平成19年度「わくわく農産物フェア」開催
	美しい都市環境の保全	清掃美化キャンペーン	—	市内一斉清掃、海岸海浜清掃
	ふらっと歩きたくなる環境みらい都市・別府	魅力ある歩行者空間整備	—	平成19年度 280m実施
歴史・文化の保全・活用	指定文化財	56件	55件	
循環	ごみの発生抑制と減量・リサイクルの促進	市民1人・1日あたりごみ排出量(直営収集分)	平成11年度 702g/日	平成19年度 595g/日
		一般廃棄物再資源化率	平成11年度 9.68%	平成19年度 11.05%
	エネルギーの有効利用	1戸あたり電灯使用量	平成12年3月度 353kWh	平成20年3月度 355kWh
	水資源の有効利用	市民1人・1日あたり水道配水量	平成11年度 443ℓ /人・日	平成19年度 392ℓ /人・日
	温泉の持続的な利用	温泉湧出量	平成11年度 136,997kL/日	平成19年度 135,378kL/日
	雨水の地下浸透の促進	透水性舗装道路整備延長	—	平成19年度 145m延長
	大気環境の保全	大気に係わる環境基準達成(浮遊粒子状物質、窒素酸化物)	平成11年度 達成	平成19年度 達成
	水環境の保全	水質汚濁に係わる環境基準達成(河川BOD、海域COD)	平成11年度 達成	平成19年度 達成
		下水道人口普及率	平成11年度 56.6%	平成19年度 60.4%
	騒音・振動の防止	騒音に係わる環境基準達成(主要幹線道路6路線)	平成11年度 1ヶ所未達成	平成19年度 2ヶ所未達成
	化学物質による環境影響の防止	ダイオキシン類に係わる環境基準達成	—	平成19年度 達成

2 自然環境の現状

(1) 気象

本市の気候は、瀬戸内海性気候に属し、年間の平均気温は 16℃から 17℃と温暖で、年間降水量は平均で 1,800mm から 1,900mm です。風は平均して 1.8m 程度で、おおむね冬季は北西風、夏季は南東風が多くなっています。

(2) 地形・地質

別府市は九州の地殻変動や火山活動を考える上で非常に重要な地域で、別府湾に向けて西から東へ緩やかに傾斜する扇状地上に市街地が広がっています

別府市の地形は、西側の由布岳、鶴見岳等の火山群から東側の別府湾に向けて緩やかに傾斜する扇状地となっています。特に別府市の地質は火山活動の歴史でもあり、火山の存在なしには別府市を語ることはできません。

この地域には新生代に大きな火山活動が少なくとも 4 回あり、第一期の火山活動では実相寺山や亀川西方の丘を、第二期は御越山・福万山を、第三期は立石山・飛岳・水口山・高崎山及び高平山を、第四期には由布岳・鶴見岳・伽藍岳などの大きなトロイデを作ったとされています。その他の背後地の山々も第三期から第四期にかけての火山活動によって形成されたと考えられています。

また、由布岳 1,584m、鶴見岳 1,375m、内山 1,275m、大平山 792m 等の山並みが、扇状地を取り囲むように別府湾に面して迫っており、海と山のパノラマ的な別府湾の眺望景観を印象づける地形的特質ともなっています。



図表 2.1 別府地域の地形
(備考：図中の「湯布院町」「庄内町」「挾間町」はいずれも現在の由布市)

(3) 河川・水系

本市の河川の多くは流路が短く降った雨はすぐに海に流れ込みます

本市を流れる河川は朝見川、境川、春木川などの2級河川があり、その河川の多くは流路が短く扇状地地形を一気に流れるのが特徴です。また、かつては集中豪雨によりしばしば災害をもたらしてきました。

(4) 海域

本市海岸部は自然海岸が少なく、藻場も少ない海岸線です

別府湾は瀬戸内海沿岸域の伊予灘西部に当たる海域に位置しており、この海域は比較的水質も底質も良好ですが、干潟や藻場が多く消滅している海域でもあります。本市海岸部には、別府市に残された唯一の磯浜や砂浜海岸の上人ヶ浜、関の江海岸の自然海岸があります。

(5) 温泉

源泉数、泉質、湧出量ともに全国有数の温泉地です

本市の温泉は南北に鉄輪断層、朝見川断層があり、その断層上に源泉が分布しています。源泉数 2,597 孔、湧出量は毎分 94,013L に及び、全国の市町村の中で有数の温泉地となっています。しかし、源泉の新規開発が行われる一方で、動力装置による多量の温泉水の採取による温泉水位の低下が懸念されます。湧出量は一時期増える傾向にありましたが、わずかに減少するようになりました。また、温泉源泉数も若干減る傾向にあります。

(6) 自然環境の保護

別府市環境保全条例の規定により、以下の3分野で保護すべき地区及び樹木の指定を行っています

本市では、別府市環境保全審議会の中で専門調査委員の所見等を参考にして保護地域、保護樹等の指定・解除を行っています。

- 自然環境保護地区：良好な自然環境を有する山林、渓谷、池沼、草原、海浜等（史跡、名勝及び天然記念物を含む）で、その自然環境を維持するため保護することが必要な地区。
- 生物環境保護地区：野生動物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む）または植物の生息地で、その動植物の保護又は繁殖を図るため保護することが必要な地区。
- 保護樹：市民に親しまれ、または由緒由来がある樹木並びに樹林で、美観風致を維持するため保護することが必要な樹木並びに樹林。

なお、保護地区の指定候補となる物件には公有、共有、私有と様々な様態があり、所有者の方からその指定申請がある反面、諸般の事情から指定に承諾してもらえないケースもあり、その指定については難しい面も含んでいます。

図表 2.2 保護地区等指定物件一覧表（平成 20 年 3 月 31 日現在）

区 分	名 称	面積・本数	指定年月日
生物環境保護地区	八幡朝見神社のアラカシ林	約 3,000 m ²	S52. 3. 1
	御嶽権現社の自然林	約 16,000 m ²	S52. 7.19
	鶴見権現社の自然林	約 12,000 m ²	S52. 7.19
	観海寺のスダジイ林	約 2,500 m ²	S52.11. 1
保 護 樹	湯の森のスダジイ林	約 5,000 m ²	S52. 7.19
	大神峯神社のイチイガシ林	約 2,000 m ²	S52. 7.19
	羽室御霊社のスダジイ林	約 1,500 m ²	S52. 7.19
	朝見のバクチノキ	22 樹	S52. 3. 1
	八坂神社の木立	4 樹	S52. 7.19
	八幡竈門神社のイチイガシ	4 樹	S52.11. 1
	平田天満社の木立	2 樹	S52.11. 1
	上人小学校のタブノキ	18 樹	S52. 7. 7
	円正寺のスダジイ	1 樹	S52. 3. 1
	城島のシラカシ	1 樹	S52. 3. 1
	本村天満神社のクスノキ	1 樹	S52. 3. 1
	海門寺のしぐれの松	1 樹	S52. 3. 1
	古市三女神社のムクノキ	1 樹	S52. 3. 1
	柳のクスギ	1 樹	S53.11.29
	海雲寺のカヤ	1 樹	S53.11.29
	棚林のコジイとスダジイ	各 1 樹	S53.11.29
	山ノ口のハクモクレン	1 樹	S55. 7. 7
	城の内のフジ	1 樹	S56. 6.25
	中須賀のホルトノキ	2 樹	S56. 6.25
	志高のヤマザクラ	3 樹	H 5. 7. 1
中央公民館のクスノキとホルトノキ	{ クスノキ 3 樹 ホルトノキ 1 樹	H 5. 7. 1	
大分県特別保護樹木	シダレザクラ（東山城島）	1 樹	S49. 3.15
	ウスギモクセイ（鉄輪）	1 樹	S49. 3.15
	イチョウ（内成勢場）	1 樹	S49. 3.15
大分県特別保護樹林	火男火売神社の森	約 2ha	S49. 3.15
	朝見神社の森	約 0.5ha	S49. 3.15
	観海寺の森	150a	S49. 3.15

3 生活環境の現状

(1) 大気質

大気汚染とは、事業活動や生活活動に伴って排出される硫黄酸化物・粉じん・窒素酸化物などにより大気が汚染されることをいい、これらの汚染物質が人の呼吸作用により体内に取り入れられ人体に悪影響を与えます。また、大気中での光化学反応によりこれらの一次汚染物質から二次汚染物質が生じ、その二次汚染物質による複合汚染も懸念されます。

①本市の大気の概況

本市における大気汚染の測定は、青山中学校（大字別府 3088-1）に大分県が自動測定装置を設置し大気の常時監視を行っています。この測定局では、浮遊粒子状物質や窒素酸化物の測定を行うとともに、光化学オキシダントの測定も行い昭和 53 年度からはテレメータ化して緊急体制を整えています。

各測定結果については次表のとおり（資料…大分県環境保全課）となります。

図表 3.1 二酸化硫黄濃度の経年変化 【青山中学校測定局、別府市児童館（H11 年度まで）】

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
児童館	0.006	0.005	—	—	—	—	—	—	—	—
青山中学校	0.006	0.006	0.007	0.004	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004	0.004

二酸化硫黄（SO₂）の環境基準：1時間値の1日平均値…0.04ppm以下
かつ1時間値…0.1ppm以下

図表 3.2 平成 19 年度 二酸化硫黄の環境基準対比表（青山中学校測定局）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
					時間	%	日	%		
青山中学校	第2種住居	360	8,644	0.004	0	0.0	0	0.0	0.031	0.009

備考1 日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことはない。

備考2 環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数はない。

図表 3.3 窒素酸化物濃度の経年変化（青山中学校測定局）

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
NO ₂	0.012	0.012	0.014	0.012	0.012	0.013	0.012	0.011	0.011	0.009
NO	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003
NO _x	0.017	0.016	0.018	0.016	0.016	0.017	0.015	0.015	0.014	0.012

二酸化窒素（NO₂）の環境基準：1時間値の1日平均値…0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下

図表 3.4 平成 19 年度 二酸化窒素の環境基準対比表（青山中学校測定局）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が (0.04ppm 以上 0.06ppm 以下) の 日数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1 時間値 の最高値	日平均値 の年間 98% 値
	日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm
青山中学校	270	6,534	0.009	0	0.0	0	0.0	0.051	0.019

備考 1 1 時間値が 0.2ppm を超えた時間はない。

備考 2 1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間はない。

図表 3.5 平成 19 年度 一酸化窒素、窒素酸化物の年間測定結果（青山中学校測定局）

測定局	測定項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	年平均値の 年間 98% 値	年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
青山中学校	一酸化窒素	270	6,534	0.003	0.084	0.008	—
	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	270	6,534	0.012	0.088	0.026	76.1

図表 3.6 平成 19 年度 浮遊粒子状物質の環境基準対比表（青山中学校測定局）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1 時間値 の最高値	日平均値 の 2% 除外値
		日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³
青山中学校	第 2 種 住居	362	8,703	0.022	5	0.1	1	0.3	0.294	0.060

備考 1 日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数は 1 日間であるため、2 日以上連続したことはない。

備考 2 環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日はなかった。

表 3.7 光化学オキシダント濃度の経年変化（青山中学校測定局）
（測定値は昼間【5～20 時】の 1 時間値の年平均値を示したもの）

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
青山中学校	0.034	0.031	0.029	0.028	0.030	0.031	0.034	0.031	0.026	0.031

図表 3.8 平成 19 年度 光化学オキシダント濃度の環境基準対比表

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	日	時間	日	時間	ppm	ppm
青山中学校	331	5,443	46	221	0	0	0.089	0.042

光化学オキシダントの環境基準：1時間値…0.06ppm 以下

図表 3.9 平成 19 年度の主要交差点の自動車排出ガス調査

場 所		永石通交差点	環境基準
調 査 年 月 日		H19.10.30~11.6	
気 象 概 況 最 多 風 向 ・ 出 現 頻 度 (%)		ESE (15)	
一 酸 化 炭 素 (ppm)	1 日 平 均 値	1.1	
	1 日 平 均 値 の 最 高 値	1.2	10
	8 時 間 平 均 値	1.1	
	8 時 間 平 均 値 の 最 高 値	1.3	20
窒 素 酸 化 物 (ppm)	N O ₂ 1 日 平 均 値	0.022	
	N O ₂ 1 日 平 均 値 の 最 高 値	0.046	0.04~0.06
	N O 1 日 平 均 値	0.020	
浮 遊 粒 子 状 物 質 (mg/m ³)	1 日 平 均 値	0.023	
	1 日 平 均 値 の 最 高 値	0.024	0.10
	1 時 間 値 の 最 高 値	0.043	0.20

図表 3.10 平成 19 年度 有害大気汚染物質の調査結果

	調 査 項 目	(単位)	北浜中継ポンプ場	基準値・指針値 (年平均値)	
設 定 物 質 環 境 基 準	ベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2.0	3.0	環 境 基 準
	トリクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.066	200	
	テトラクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.040	200	
	ジクロロメタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.60	150	
設 定 物 質 指 針 値	アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.023	2	指 針 値
	塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.024	10	
	クロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.10	18	
	1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.18	1.6	
	1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.18	2.5	
	アセトアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.89		
	ホルムアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.6		
	酸化エチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.051		
	ベンゾ[a]ピレン	(ng/m ³)	0.38		

備考 1 上記の結果は、年 12 回測定値の平均値。

(2) 水質

温泉排水や生活排水の流入と、河川の自浄作用が十分でないため、水質汚濁につながっています

水質汚濁とは、人の健康に直接被害を与える重金属等の有害物質や生活環境に被害を生ずる恐れのある物質が河川や海に流れ込み、その結果その水質や底質が悪化することを言います。

本市は全国有数の温泉観光地であるため、ホテル・旅館等からの温泉排水が河川に流入し、また公共下水道未整備地域の一般家庭からの生活雑排水が河川に流されることで河川の水質汚濁につながっています。

①公共下水道の進展

1) 現 況

本市の排除方式は分流式であり、汚水は公共下水道污水管へ、雨水は道路側溝、水路、雨水路、雨水渠へ放流されています。汚水の公共下水道普及率は平成19年度末で60.7%であり、公共下水道の整備を推進しています。

また、本市の汚水排除については近年、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等を図るべき環境基準が定められ、公共用水域の汚濁防止が問題となり、これに対処するため昭和49年10月より活性汚泥法による高級処理を行う終末処理場(中央浄化センター 計画人口118,000人・処理能力117,300m³/日)の建設に着手、昭和54年3月にはその一部が稼働(24,000m³/日)し、平成7年度末には増設工事が完成し処理能力が70,380m³/日になりました。

雨水設備については、都市下水路事業と水路整備、雨水渠整備を推進しており、都市下水路(春木1号、扇山1号、鉄輪、北中)は昭和54年度末に完成しておりますが、水路整備、雨水渠整備は局部的な整備が多く、豪雨時には浸水被害が見受けられます。

また、郊外地域でも開発行為等により都市化が急速に進んでおり、そのため家庭汚水の排出量も増加し、農業用水路、河川、一般水路の汚染に対する環境整備が望まれる状況です。

2) 計 画

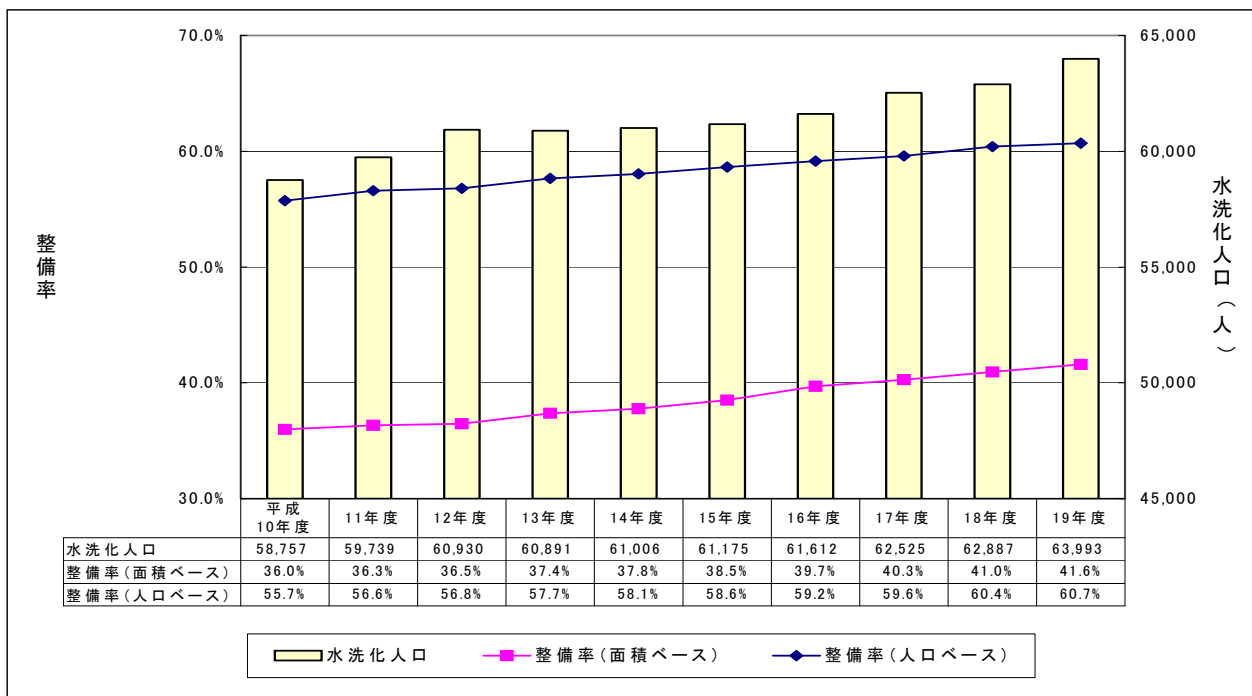
本市の下水道計画は、戦後米軍が駐留して使用した施設を昭和26年に譲り受け、これを基盤として昭和27年3月に別府国際観光温泉文化都市建設計画に基づき公共下水道排水区域(山の手排水区域235.4ha)を決定し事業に着手したのが近代的水道事業の始まりです。現在、市街化区域を公共下水道排水区域として定め、この一部(1,797ha)の区域について事業認可を受け面整備を進めています。

3) 進捗状況

平成15年度からは下水道整備計画は「社会資本整備重点計画」として、さらなる普及促進を図っています。

また少子高齢化による人口減少等、社会構造の変化に対応すべく、下水道整備構想の見直しを現在、行っているところです。

図表 3.11 下水道整備率の年次推移（各年度末現在）



(資料・・・下水道課)

②し尿・生活雑排水の処理

1) 現況

本市のし尿処理は、公共下水道事業の進展及び浄化槽とともに、年々減少してきました。しかし、浄化槽の清掃により排出される浄化槽汚泥の処理は増加してきているので、し尿処理場の全体の処理量は、近年変化はありません。

最近では建築基準法や浄化槽法の改正が行われ、単独処理浄化槽が廃止されたので、今後は合併処理浄化槽の設置のみが可能となりました。したがって今までに設置されてきた単独処理浄化槽をいかに早く合併処理浄化槽へ切り替えていくかが重要な課題となっています。

また浄化槽は保守点検や定期的な清掃など、適正な管理を行うことによって、はじめて処理機能を維持できます。浄化槽パトロールを実施することによって、浄化槽の適正管理の方法を指導し、環境の保全に努めていきます。

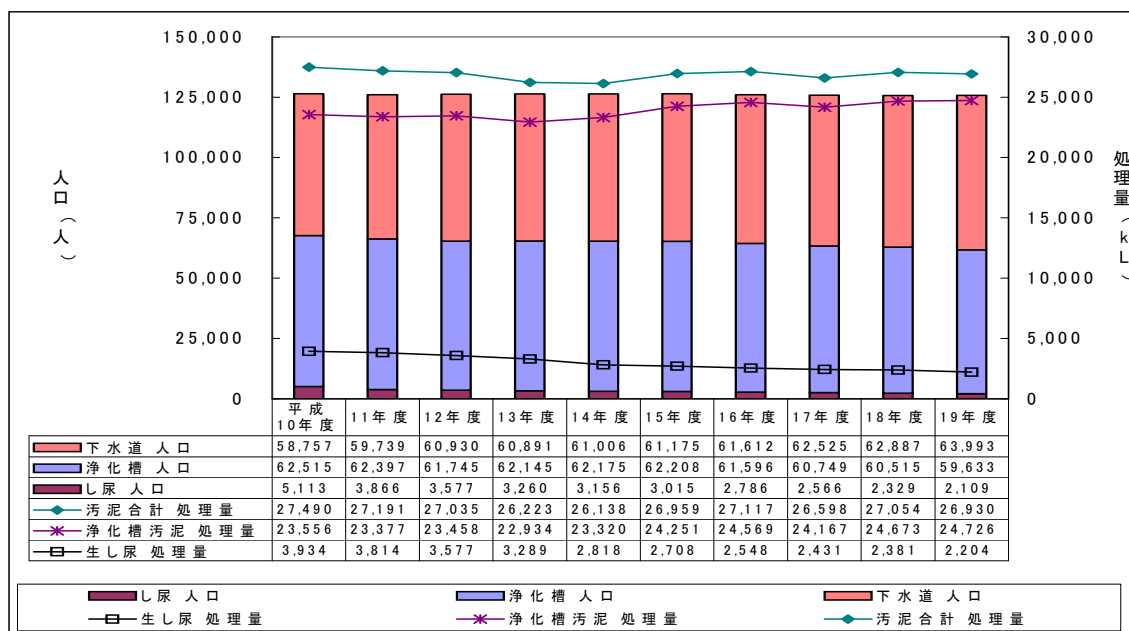
本市では、公共下水道・浄化槽の普及により水洗化が進んでおり、特に、生活の質的水準を表す指標である水洗化率は、本市は97.7%となっており、このうち浄化槽処理が大きく貢献しています。

※ 下水道と相当の効果の合併処理浄化槽は共同住宅・ホテル・病院など普及していて、一般家庭への設置数は481基です。(補助金利用設置基数)

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を処理	(放流 BOD	4g/人・日)
単独処理浄化槽	し尿のみ処理	(放流 BOD	32g/人・日)

図表 3.12 排水処理法別人口及びし尿処理量の年次推移（各年度末現在）



(資料…下水道課、清掃課)

③水質汚濁

1) 現 状

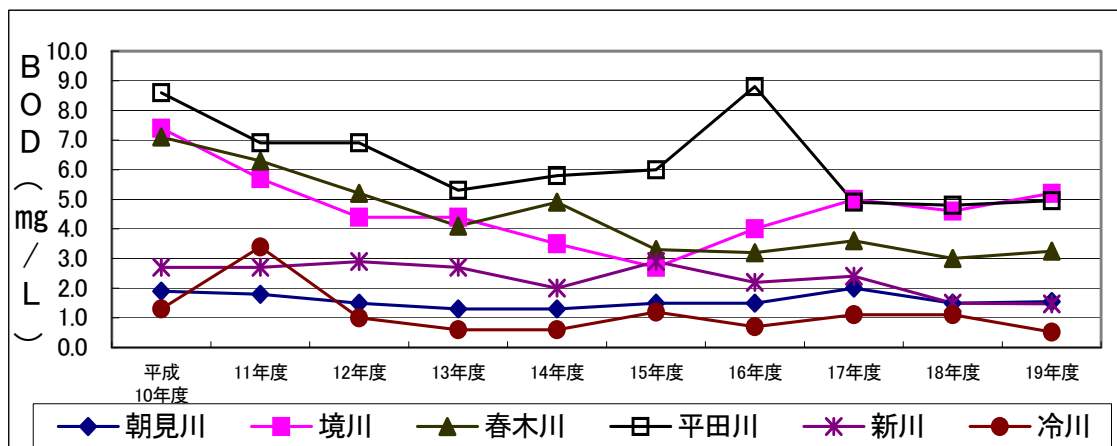
河川については環境基準の設定をしている定点で基準未達成の項目がありました。海域については概ね良好です。

<河川>

本市の南端には朝見川、北端には冷川が流れており、この二つの河川に挟まれて境川、春木川、平田川、新川が市街地域を西から東に縦断し、別府湾に流れ込んでいます。本市では年4回、前述の主要6河川で7定点調査を実施しています。水質汚濁の目安となる生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化を図表3.4.14に示しました。

なお、朝見川は観海寺橋を境に上流をA類型、下流をC類型として水質環境基準の類型設定をしていますが、ほとんどの分析項目で環境基準を達成しています。上流域の大腸菌群数については達成されていません。

図表 3.13 市内主要 6 河川の BOD 濃度の各年度の経年変化



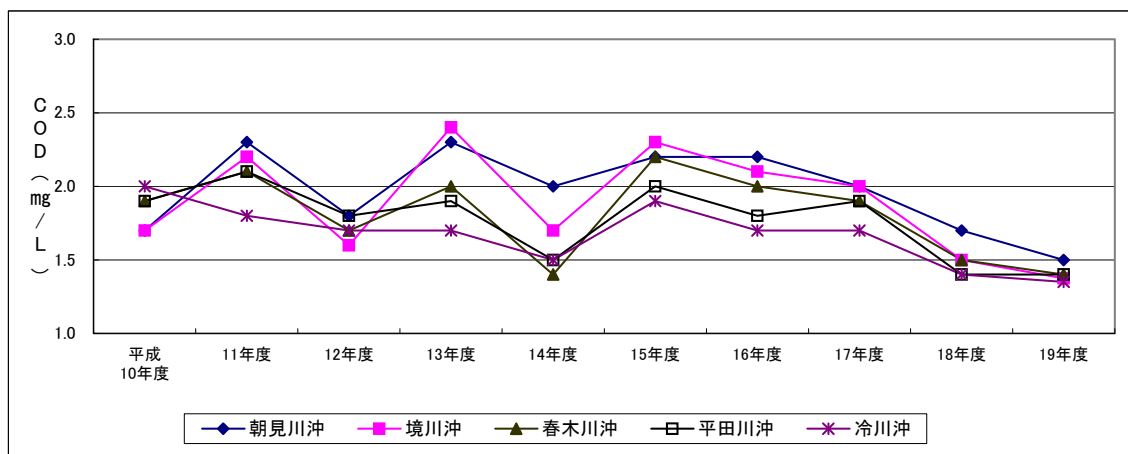
備考 1 各河川の調査定点はすべて河口付近（日豊本線を基準）での測定値である。

備考 2 BOD 濃度は年 4 回の全測定値の平均を取ったものである。

<海域>

海域についても年 4 回、地先より約 1km 沖にて定点調査を実施しています。水質汚濁の指標である化学的酸素要求量 (COD) の経年変化をみると、水質は概ね良好ですが、しばしば夏季に赤潮が発生することが問題として挙げられます。なお、別府港水域は水質環境基準の B 類型に指定され、その基準を達成しています。

図表 3.14 別府湾地先海域 5 定点の COD 濃度の各年度の経年変化



備考 1 COD 濃度は年 4 回の全測定値の平均をとったものである。

備考 2 H14 年度春季の測定値は赤潮発生のため除外し、3 回の測定値の平均値をとった。

図表 3.15 平成 19 年度の河川水質調査結果

調査項目	水 温(°C)							浮遊物質(SS) mg/ℓ (環境基準値：25 mg/ℓ 以下【A 類型】、 50 mg/ℓ 以下【C 類型】)						
	朝見川 河口	朝見川 上流	境川 河口	春木川 河口	平田川 河口	新川 河口	冷川 河口	朝見川 河口	朝見川 上流	境川 河口	春木川 河口	平田川 河口	新川 河口	冷川 河口
平成 19 年 5 月 9 日	23.0	22.0	27.6	26.0	31.0	24.7	16.8	8	8	4	3	18	16	13
平成 19 年 7 月 18 日	24.0	21.2	30.0	28.0	29.8	24.0	20.0	9	5	44	10	16	26	10
平成 19 年 10 月 17 日	18.0	20.5	22.5	23.0	28.0	22.0	16.5	3	5	3	4	9	11	9
平成 20 年 2 月 13 日	9.2	14.4	14.0	11.0	19.5	9.8	6.6	2	2	2	4	8	10	2

調査項目	水素イオン濃度(pH) (環境基準値：6.5 以上 8.5 以下【A、C 類型とも】)							生物化学的酸素要求量(BOD) mg/ℓ (環境基準値：2mg/ℓ 以下【A 類型】、 5mg/ℓ 以下【C 類型】)						
	朝見川 河口	朝見川 上流	境川 河口	春木川 河口	平田川 河口	新川 河口	冷川 河口	朝見川 河口	朝見川 上流	境川 河口	春木川 河口	平田川 河口	新川 河口	冷川 河口
平成 19 年 5 月 9 日	8.5	7.5	9.1	8.6	7.3	6.0	7.6	1.4	<0.5	4.0	2.8	5.4	1.4	<0.5
平成 19 年 7 月 18 日	8.3	7.6	8.0	8.3	6.7	7.4	7.8	1.0	1.1	7.6	3.0	3.4	1.0	<0.5
平成 19 年 10 月 17 日	8.2	7.6	7.8	8.2	7.5	6.6	7.8	2.7	0.8	3.3	2.2	4.3	1.8	0.6
平成 20 年 2 月 13 日	8.2	7.5	8.3	8.0	7.3	6.6	7.8	1.1	<0.5	5.9	5.0	6.7	1.7	<0.5

調査項目	溶存酸素量(DO) mg/ℓ (環境基準値：7.5mg/ℓ 以上【A 類型】、 5mg/ℓ 以上【C 類型】)							大腸菌群数(MPN/100mℓ) (環境基準値：1,000MPN/100mℓ 以下【A 類型】) (C 類型には環境基準値の設定なし)						
	朝見川 河口	朝見川 上流	境川 河口	春木川 河口	平田川 河口	新川 河口	冷川 河口	朝見川 河口	朝見川 上流	境川 河口	春木川 河口	平田川 河口	新川 河口	冷川 河口
平成 19 年 5 月 9 日	8.7	8.3	8.9	9.4	7.1	8.0	9.8	2.4× 10 ⁴	1.3× 10 ³	2.8× 10 ⁴	9.4× 10 ³	2.4× 10 ⁴	1.3× 10 ³	1.7× 10 ³
平成 19 年 7 月 18 日	8.1	8.2	8.8	7.2	7.3	8.5	8.8	3.5× 10 ⁴	2.3× 10 ³	≥2.4 ×10 ⁵	5.4× 10 ³	7.0× 10 ³	9.2× 10 ⁴	3.3× 10 ³
平成 19 年 10 月 17 日	9.2	8.3	8.5	8.1	7.4	8.3	9.4	2.4× 10 ⁴	7.9× 10 ³	9.2× 10 ⁴	5.4× 10 ⁴	1.6× 10 ⁵	1.7× 10 ⁴	3.3× 10 ³
平成 20 年 2 月 13 日	11.4	9.6	11.3	10.7	8.6	10.6	11.4	1.3× 10 ³	4.9× 10 ²	≥2.4 ×10 ⁵	1.7× 10 ⁴	1.6× 10 ⁵	1.3× 10 ⁴	4.9× 10 ²

(備考) 環境基準値は朝見川のみ類型設定あり。観海寺橋より上流は A 類型、下流は C 類型。

図表 3.16 平成19年度の別府湾地先海域水質調査

調査項目	水 温 (°C)					透 明 度 (m)				
	朝見川沖	境川沖	春木川沖	平田川沖	冷川沖	朝見川沖	境川沖	春木川沖	平田川沖	冷川沖
平成19年 5月8日	18.0	18.0	16.0	16.0	17.0	5.5	6.8	6.7	7.3	6.2
平成19年 8月22日	28.3	29.6	28.5	28.4	28.1	4.6	6.7	6.7	6.7	5.5
平成19年 10月23日	23.2	23.2	23.2	22.8	23.1	9.0	9.8	9.5	8.0	7.8
平成20年 2月5日	12.4	13.0	12.2	12.5	11.5	9.5	10.5	10.4	8.5	8.0

調査項目	水素イオン濃度 (pH) (環境基準値：7.8以上 8.3以下)					化学的酸素要求量 (COD) mg/l (環境基準値：3mg/l以下)				
	朝見川沖	境川沖	春木川沖	平田川沖	冷川沖	朝見川沖	境川沖	春木川沖	平田川沖	冷川沖
平成19年 5月8日	8.2	8.2	8.2	8.1	8.2	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5
平成19年 8月22日	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	1.5	1.3	1.5	1.6	1.5
平成19年 10月23日	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	1.4	1.1	1.1	1.2	1.0
平成20年 2月5日	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.4

調査項目	溶存酸素量 (DO) mg/l (環境基準値：5mg/l以上)					大腸菌群数 (MPN/100ml) (別府湾地先海域は環境基準値の設定なし)				
	朝見川沖	境川沖	春木川沖	平田川沖	冷川沖	朝見川沖	境川沖	春木川沖	平田川沖	冷川沖
平成19年 5月8日	9.2	9.0	9.0	9.2	9.1	0	2.0	2.0	7.8	4.5
平成19年 8月22日	7.6	7.5	7.5	7.6	7.5	3.3×10 ¹	0	6.8	7.8	4.5
平成19年 10月23日	6.5	6.4	6.3	6.3	6.3	4.0	4.0	3.3×10 ¹	1.7×10 ²	4.9×10 ¹
平成20年 2月5日	8.1	8.1	8.0	8.0	8.1	7.8	7.8	4.0	0	0

2) 対 策

昭和 45 年に水質汚濁防止法が制定され全国一律の排水基準が適用されるようになり、その後、大分県においても一律基準よりも厳しい上乗せ排水基準が制定され公共用水域の水質汚濁の防止が図られました。しかしながら、濃度規制では十分に対処できないため、総量規制基準を設け水質汚濁防止対策を強化しています。これは、瀬戸内海に流入する地域の産業排水、生活排水等の汚濁量を削減するため昭和 48 年に瀬戸内海環境保全特別措置法を制定し規制の強化を行ったことを指すものです。

上記のように法の整備が進むと同時に、瀬戸内海の富栄養化を防止するため、リンを含まない洗剤の適切な使用運動を展開し、公共用水域または公共下水道に汚濁負荷をかけないように適正な残滓処理や廃油処理を促進しています。

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類特別措置法第 26 条第 1 項に基づき、大分県環境保全課が大気及び水質（水底の底質を含む）のダイオキシン類による汚染の状況を測定しています。

図表 3.17 平成 19 年度ダイオキシン類測定結果

区分	調査項目	調査地点	地点別平均濃度	環境基準値	単位
一般環境	大 気	別府県民保健福祉センター	0.010	年間平均値 0.6 以下	pg-TEQ/m ³
	海域水質	別府湾中央 (Bst-12)	0.12	年間平均値 1 以下	pg-TEQ/L
	海域底質	別府湾中央 (Bst-12)	7.2	150 以下	pg-TEQ/g

備考 1 測定結果は、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の合計値である。

備考 2 pg は 1 兆分の 1 グラム。TEQ は毒性等量で、ダイオキシン類には 222 の種類（異性体）があり、毒性は異性体ごとに異なるため、測定対象の 29 物質の濃度を最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの濃度に換算し、合計したものである。

備考 3 単位欄の「pg-TEQ/m³」は、0°Cの空気 1m³あたりのダイオキシン類の量を示す。(1pg=10⁻¹²g) 同様に、「pg-TEQ/L」は 1L あたりの、「pg-TEQ/g」は 1g あたりの、それぞれのダイオキシン類の量を示す。
(資料…大分県環境保全課)

(4) 騒音・振動

①騒音

一般的に、騒音とは生活していく上で「好ましくない音」あるいは「ない方がよい音」と定義されています。騒音の発生源は工場、事業場、建設作業、自動車、家庭生活等、様々ですが、個人の心理的、感覚的な部分に大きく左右されますので、その対策が困難なものとなる場合があります。

1) 現 状

道路交通騒音については環境基準を達成していません。環境騒音については環境基準をほぼ達成しています。

道路交通騒音は幹線道路から支線道路に及ぶようになってきました。この自動車走行に起因する騒音はエンジン、排気管、ラジエータファン、タイヤ等から発生しますが、実際には自動車の種類、走行条件、道路構造等の各種要素が複雑に絡み合っています。

本市では、道路交通騒音の実態を把握するため、主要幹線道路7地点で24時間調査を行っています。平成19年度は5地点で環境基準を超過しました。

図表 3.18 平成19年度道路交通環境調査結果（騒音）

評価道路名 (測定地点)	調査 月日	準 環 類 境 型 基	準 規 区 制 分 基	車 線 数	騒音レベル (dB)		背後地騒音レベル (dB)		判定	
					昼間 (L _{eq})	夜間 (L _{eq})	昼間 (L _{eq})	夜間 (L _{eq})	C 類 型	特 例
市道 富士見通鳥居線 (幸町2-6空地)	10/11 (木)	C	3	4	67.1	61.9	50.7	43.0	×	○
国道 10号 (的ヶ浜駐車場)	9/27 (木)	C	3	6	67.4	64.0	43.7	41.7	×	○
国道 500号 (石垣東10丁目7番5号)	10/2 (火)	C	3	4	66.0	60.0	52.3	47.0	○	○
県道 別府庄内線 (別府税務署)	10/18 (木)	C	3	2	64.3	58.9	52.6	45.7	△	○
県道 別府山香線 (松井小児科医院)	10/4 (木)	C	2	2	68.0	63.1	49.7	45.9	×	○
市道 山田関の江線 (JA別府市石垣支店)	9/20 (木)	C	3	4	65.7	58.5	47.6	41.7	△	○
大分自動車道 (大字鶴見1500-35)	11/1 (木)	A	2	4	52.1	46.5	39.3	34.0	○	○

備考1 騒音の測定及び評価方法は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に準拠した。

備考2 測定は午前7時～翌日午前7時の24時間行い、一日のうち午前6時から午後10時までを昼間、午後10時から翌日午前6時を夜間とした。

備考3 環境基準（道路に面する地域）は次の通りである。

A類型：昼間60dB以下 夜間55dB以下

C類型：昼間65dB以下 夜間60dB以下

なお、道路に面する地域の内、幹線道路に隣接する空間にあっては、環境基準は昼間70dB以下、夜間65dB以下となる。

毎年1回、市内21定点で環境騒音調査（道路に面しない地域）を実施しています。平成19年度は、19地点で環境基準を達成しました。

図表 3.19 平成19年度 環境騒音調査結果

調査定点	都市計画法の用途地域区分	騒音規制法の区域区分	環境基準類型	騒音レベル (dB)		判定
				昼間(L _{eq})	夜間(L _{eq})	
浜脇1丁目4082-11	商業地域	第3種区域	C	59.1	49.8	△
朝見1丁目12-4	第1種住居地域	第2種区域	B	41.5	31.8	○
上田の湯6-37	近隣商業地域	第3種区域	C	45.5	37.5	○
原町7-32	第1種住居地域	第2種区域	B	42.3	31.9	○
幸町9-6	商業地域	第3種区域	C	51.5	45.1	○
野口原3088-44	第2種住居地域	第2種区域	B	44.5	35.0	○
南立石八幡町4組	第1種住居地域	第2種区域	B	54.0	45.4	○
堀田6組	第1種住居地域	第2種区域	B	50.3	43.8	○
石垣東5丁目2-23	商業地域	第3種区域	C	45.6	36.8	○
東荘園6丁目1組	第1種中高層住居専用地域	第2種区域	A	49.8	41.1	○
扇山8組2	第2種低層住居専用地域	第1種区域	A	50.1	41.7	○
石垣東9丁目4-45	商業地域	第3種区域	C	49.8	42.2	○
大畑17組	第2種低層住居専用地域	第1種区域	A	45.7	34.9	○
小倉1組1	第1種中高層住居専用地域	第2種区域	A	46.8	45.2	○
中須賀東町4組3	第1種住居地域	第3種区域	B	40.8	31.4	○
北中7組3	第2種住居地域	第2種区域	B	49.9	45.5	△
火売5組1	第2種住居地域	第2種区域	B	44.8	37.4	○
小倉5組2	第1種住居地域	第2種区域	B	45.1	43.5	○
照波園町14-42	第1種住居地域	第3種区域	B	63.2	44.1	△
亀川浜田町991-117	準工業地域	第3種区域	C	56.1	48.5	○
野田5組	第1種中高層住居専用地域	第2種区域	A	50.4	43.8	○

備考1 時間の区分は環境基準に準ずる。(昼間が午前6時から午後10時まで、夜間が午後10時から翌日の午前6時まで)

備考2 環境基準(道路に面する地域以外の地域)は次の通りである。

A及びB類型：昼間55dB以下 夜間45dB以下

C 類型：昼間60dB以下 夜間50dB以下

2) 対策

道路交通騒音対策については本市だけで解決・改善できるものではないため、交通関係機関と連携して良好な沿道環境づくりを推進し、道路構造の改善、道路ネットワークの整備、交通規制、自動車単体対策、緩衝建築物の誘導などの総合的施策の推進に積極的支援・協力を図っていきたくと考えております。

②振動

振動公害は、工場・建設作業及び自動車走行等から発生する地盤振動です。その振動が家屋に伝播し住民を不快にさせたり睡眠を妨げたりして感覚的・心理的被害を与えるだけでなく、振動が大きい場合には壁やタイル等のひび割れが起こったり、建具等の立て付けに狂いを生じさせる等、物的被害に及ぶこともあります。特に、振動レベルが90dB以上になると血圧など人の生理機能にも悪影響が現れます。

また、人の耳に聞き取れないほど低い周波数の空気振動（低周波振動）が工場等の施設、道路橋、鉄道トンネル等から発生し、これに関する苦情も今後増加すると考えられ、その対策については国の方で検討を重ねているところです。

1)現 状

道路交通振動については限度値を下回っています

平成19年度の道路交通環境調査結果によると、道路交通振動の限度値を十分に下回っており、現在のところ問題ありません。

図表 3.20 平成19年度 道路交通環境調査結果（振動、速度及び交通量）

調査地点	調査月日	地域区分	時間区分	判定	振動レベル L ₁₀ (dB)	平均時速 (km/h)		交通量(台/10分)			
						上り	下り	大型車	小型車	二輪車	計
市道富士見通鳥居線 (幸町2-6空地)	10/11 (木)	二種	昼	○	40.4	40.6	48.6	11	196	8	215
国道10号 (的ヶ浜駐車場)	9/27 (木)	二種	昼	○	37.4	48.2	48.6	83	647	18	747
国道500号 (石垣東10丁目7番5号)	10/2 (火)	二種	昼	○	35.3	46.8	48.9	22	252	9	283
県道別府庄内線 (別府税務署)	10/18 (木)	二種	昼	○	35.7	41.5	37.2	9	148	6	163
県道別府山香線 (松井小児科医院)	10/4 (木)	一種	昼	○	30.2	35.6	40.5	6	138	12	156
市道山田関の江線 (JA別府市石垣支店)	9/20 (木)	二種	昼	○	38.4	51.6	47.7	8	181	8	197
大分自動車道 (大字鶴見1500-35)	11/1 (木)	一種	昼	○	28.7	—	—	40	185	—	225

備考1 振動の測定は鉛直振動である。

備考2 環境基準は次の通りである。

地域区分の第一種地域：昼60dB以下、第二種地域：昼65dB以下

備考3 時間区分の昼は午前8時～午後7時である。

備考4 大分自動車道の測定値については、交通量は日出ジャンクションでの数値をとった。また、通行車両については、車軸間距離5.5m以上のものを大型車、5.5m未満のものを普通車とした。(小型車の欄に普通車の台数を記載)

(5) 悪臭

市民の環境への意識の高まりにより悪臭苦情は増加傾向にあります

本市においては、市街地の拡大によって悪臭発生源に隣接して住居が設けられるようになったことと、住民の環境意識の変化により悪臭苦情は増加傾向にあります。

悪臭苦情の発生源としては、最近では野外でのゴミの焼却に伴うものが主になりました。他に、自動車整備工場、浄化槽や畜産農業に起因しているものも見受けられます。

〔対 策〕

① 法令による規制

事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出は、昭和 46 年 6 月に悪臭防止法が制定され市街化区域を規制地域に指定し、規制基準を定めています。

規制基準は六段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5 に対応する濃度により許容限度が定められています。

規制対象となる物質には、現在、アンモニア等 22 物質が指定されています。ただし、本市は温泉地域であるため、硫化水素が規制対象物質から外されています。

② 発生源への対応

発生源として最近特に多い「野外でのゴミの焼却」に対しては、平成 13 年 4 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、例外を除いて野外でのゴミの焼却ができなくなったことを指導しています。

なお、畜産業については関係機関と連携を取りながら、畜産糞尿の適正処理等を指導しており、また、浄化槽については、維持管理の徹底の指導とともに広報等により浄化槽設置者の意識の向上を図っています。

(6) 廃棄物・リサイクル

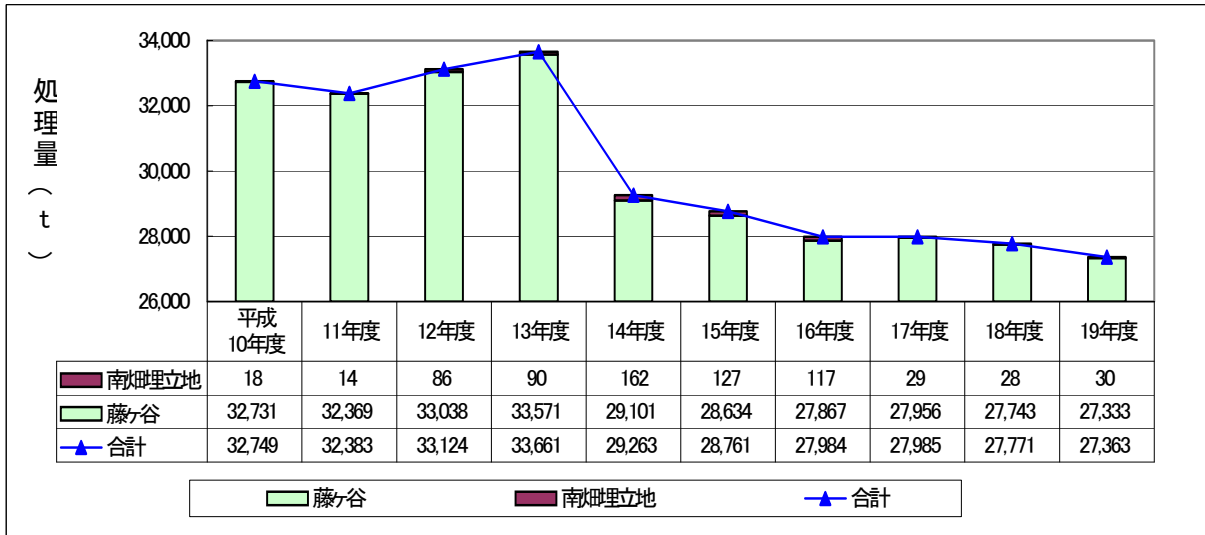
① 一般廃棄物の収集処理について

ゴミ処理量は横ばいで推移しています

本市のごみの収集業務は、一般家庭ごみを対象に市内全世帯を直営で行っていましたが、平成 18 年 4 月から一部を民間委託で行うこととなりました。収集方式は地域住民の利便と収集作業の効率化を図るため、路線方式とステーション方式を併用し、収集回数は可燃ごみが週 2 回、不燃ごみは月 2 回となっています。

資源の再利用を目的として、平成 6 年 12 月から新聞紙・雑誌・段ボール・古布の回収(月 2 回)を始め、また平成 10 年 12 月から缶・ビン・ペットボトルの回収(月 2 回)を始めました。また、ごみの減量化推進・負担の公平化を図るため、平成 9 年 4 月より指定ごみ袋制度を導入しています。

図表 3.21 ごみ収集処理実績（直営収集分）



※「藤ヶ谷」＝藤ヶ谷清掃センター

(資料…清掃課)

②不法投棄

不法投棄が、山間部等で多く目立ちます

不法投棄防止については、市報をはじめ自治会等を通じて啓発活動に努めています。しかしながら依然として、不法投棄は後を絶たないのが現状です。

平成10年4月に別府市不法投棄対策協議会を設立するとともに、自治会の代表、警察、保健所、土木事務所その他関係者の協力のもとにパトロールを実施し、不法投棄の監視体制を強化しています。不法投棄を発見した場合は、別府警察署へ捜査依頼などの協力を要請し、徹底して原因者の究明、調査を実施しています。

表 3.22 過去5年間の不法投棄件数及び処理量

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
不法投棄件数	91	121	142	186	186
原因者による処理件数	3	2	1	0	0
市による処理件数	88	119	137	186	185
県及び他市町村との共同による処理件数	0	0	4	0	1
不法投棄禁止看板設置数	20	20	20	20	20
可燃物処理量 (kg)	1,420	2,800	3,630	880	2,035
不燃物処理量 (kg)	8,995	11,680	19,665	9,590	11,615
未処理件数	0	2	0	0	0

(資料…清掃課)

(7) 水資源・エネルギー

表 3.23 年度別配水量の状況

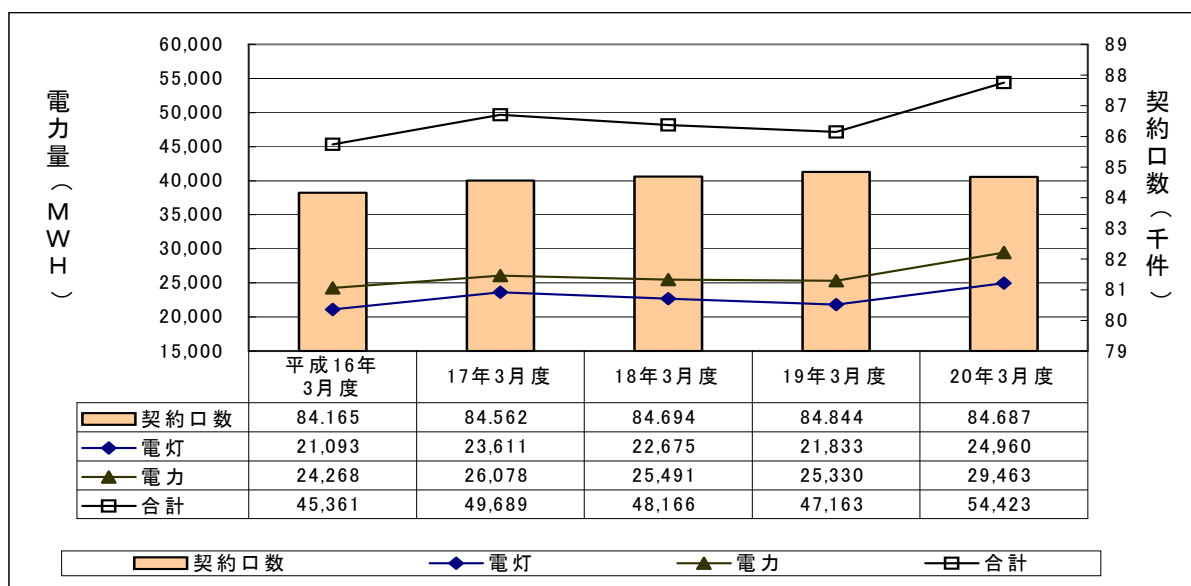
年 度	総 配 水 量 (m ³)	1 日 最 大 配 水 量 (m ³)	1 日 平 均 配 水 量 (m ³)	1 日 1 人 最 大 配 水 量 (L)	1 日 1 人 平 均 配 水 量 (L)
平成 9 年度	20,661,047	66,013	56,606	531	456
10 年度	20,525,692	66,497	56,235	537	454
11 年度	20,045,981	63,387	54,770	513	443
12 年度	20,041,862	64,527	54,909	525	447
13 年度	19,584,116	62,541	53,655	508	436
14 年度	19,236,114	60,925	52,702	494	427
15 年度	19,465,691	60,347	53,185	486	429
16 年度	19,641,280	62,914	53,812	508	435
17 年度	18,716,974	60,892	51,279	493	415
18 年度	18,060,351	55,867	49,480	452	400
19 年度	17,741,214	54,814	48,473	443	392

平成 20 年 3 月 31 日

給水人口…123,608 人

(資料…水道局)

図表 3.24 電力需要状況の推移



(資料…九州電力)

(8) 畜舎及び環境衛生の現況

①畜舎の現況

表 3.25 畜種別飼育状況 (平成 20 年 2 月 1 日調査)

種 別		戸 数	飼育総数
牛 舎	乳 用 牛	1 戸	74 頭
	肉 用 牛	15 戸	124 頭
豚 舎		1 戸	300 頭
鶏 舎	採 卵 鶏	1 戸	500 羽
	食用鶏 (ブロイラー)	2 戸	46,000 羽

(資料…農林水産課)

②環境衛生の現況

1) カ、ハエ等の衛生害虫の駆除

衛生害虫予防対策として、成虫 (カ・ハエ) 駆除作業を業者委託にて 5 月上旬より 9 月上旬までの間 1 回実施、さらに自治会にも薬剤無償交付、防疫用機械器具の貸与を行い、自主的にカ・ハエ等衛生害虫の駆除を実施しています。

表 3.26 平成 19 年度二兼機貸し出し件数

防疫作業用動力 二兼機貸し出し件数 4 月～10 月	自主的実施町	153 台
	公共施設関係	1 台
	計	154 台

図表 3.27 平成 19 年度衛生害虫駆除等薬剤使用実数量 (単位 : L)

作業項目	期間	作業内容	薬剤名	
			2 種混合 乳剤	2 種混合 油剤
成虫駆除	6 月～8 月	(業務委託) 市街地を対象とした家屋 周辺の煙霧散布によるカ、ハエの駆除	0	3,294
自主実施町	4 月～12 月	自主的に防疫作業をする自治会に交付 した薬剤	216	3,366
公共施設	4 月～10 月	自主的に防疫作業をする公共施設関係 に交付した薬剤	18	18
山間部町	5 月～7 月	山間部自治会に配布する薬剤	174	306
散布消毒	4 月～3 月	不衛生箇所等の消毒	0	0
災害	4 月～9 月	災害による床下、床上浸水家屋及び側 溝の消毒	0	0
伝染病	4 月～3 月	伝染病発生による消毒等	0	0
その他	4 月～3 月	衛生害虫の異常発生等	0	0

2) 愛がん動物等の適正な飼育管理

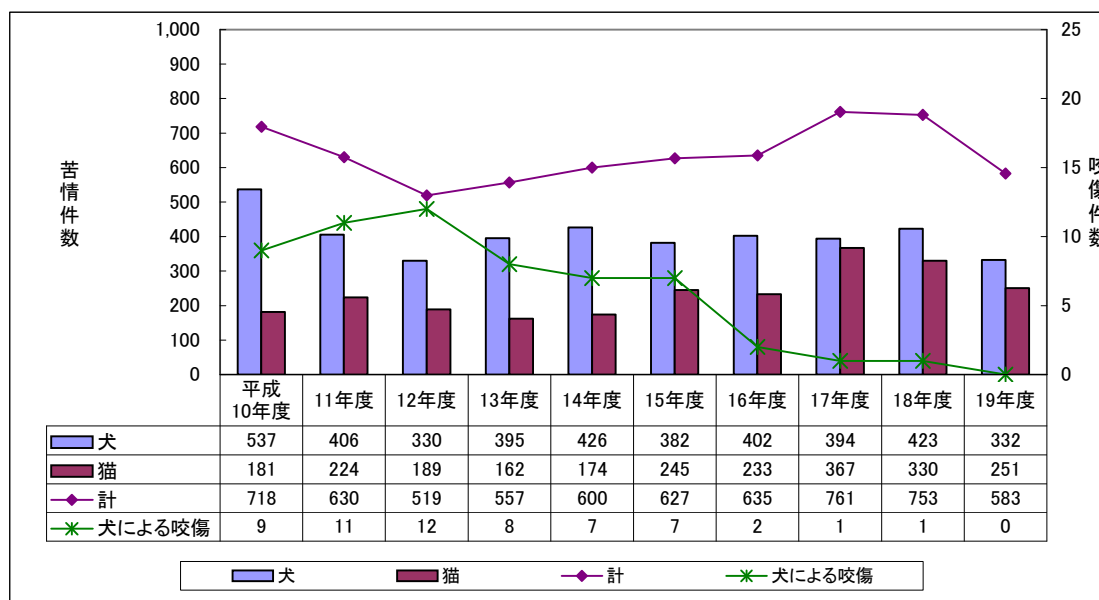
年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
犬登録頭数	4,727	4,891	5,305	5,445	5,790	6,080	6,337	6,508	6,730	6,718
野犬捕獲頭数	137	115	101	81	94	104	84	52	52	126

(資料…犬登録頭数：環境安全課、野犬捕獲頭数：別府県民保健福祉センター)

①苦情状況

飼い犬の苦情が最も多く、内容別では飼い犬の鳴き声、吠える声がうるさい、放し飼いで怖い等が大半を占めています。飼い犬については犬の登録、狂犬病予防注射の完全実施を呼び掛けると同時に、正しい飼養の啓発活動を行っています。

図表 3.28 愛がん動物等の苦情件数



(資料…別府県民保健福祉センター)

4 公害等の監視と処理の現状

(1) 別府市環境監視員の活動状況について

環境監視員は担当地区内をパトロールし、その状況を毎月報告しておりますが、特に良好な環境を破壊する恐れのある行為及び公害が発生する可能性があるものと認められる場合には、随時その状況等を市に通報しています。

図表 4.1 平成 19 年度 環境監視員月報内容

月 内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
下水側溝 について				2	1					1	1		5
ごみの処 理・不法投 棄など	3	2	2	3	4	3	2	3	5	2	6	4	39
廃屋・空き 地の管理 など					1	2	1	1		2	2	4	13
道路に関 すること					1				1			1	3
公園に関 すること						1	2	2			1	1	7
公害苦情 に関する こと													0
交通に関 すること	1	2	2	1	1	1	1				3	3	15
その他	2	1	2	1		2	4	1			4	3	20
計	6	5	6	7	8	9	10	7	6	5	17	16	102

(2) 法律・条例に基づく特定工場等の届出状況

① 工場騒音について

本市の場合、大規模な事業場はありませんが、住居と中小の事業場が混在している地域が多く近隣住民との間にトラブルを発生させることがあります。こうした事業場は敷地面積が狭小であり、防音対策を講じるにも資金、方法ともに限られるためよい解決法が見つからないといった問題を抱えています。

また、温泉の噴気音や温泉揚湯用のコンプレッサー稼働音に対する騒音苦情もあり、温泉都市ならではのものも見受けられます。

図表 4.2 騒音規制法に基づく特定施設届出状況 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

施設の種類		施設数	特定工場等実数
金属加工 機械	ベンディングマシン	1	10
	液圧プレス	12	
	機械プレス	4	
	せん断機	5	
空気圧縮機及び送風機		479	95
土石用破砕機等		2	1
建設用資材製造機械		2	1
木工加工 機械	帯のこ盤	5	44
	丸のこ盤	23	
	かんな盤	21	
印刷機械		120	36
合成樹脂用射出成形機		2	1
計		676	188

(備考) 特定工場等実数は特定施設の設置事業所数を示すが、同一事業所に(騒音・振動)2区分にまたがる施設が設置されている場合は、主たる施設の区分のみ工場数として掲げた。

② 工場振動について

市街地での住工混在により、騒音苦情と同時に表面化する 경우가ほとんどです。防振対策は防音対策以上に困難であり、根本的に振動源である機械自体から発生する振動を小さくするほかに良い方法はありません。そのため、機械の更新時や設置時に際しては、その届出段階において機械の適切な設置・使用を行うよう指導しています。

振動規制法に基づく特定施設届出状況を図表 3.5.3 に示しました。

図表 4.3 振動規制法に基づく特定施設届出状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

施設の種類		施設数	特定工場等実数
金属加工 機械	液圧プレス	13	22
	機械プレス	14	
	せん断機	23	
圧縮機		26	16
土石用破碎機等		2	1
印刷機械		38	18
合成樹脂用射出成形機		2	1
計		118	58

③ その他

図表 4.4 別府市環境保全条例に基づく特定工場等届出状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

区分	工場数	施設の種類	施設数
大気	11	大気特定工場	10
		廃棄物焼却炉	11
		小計	21
水質	17	水質特定工場	0
		し尿浄化槽	9
		ちゅう房施設	9
		車両洗浄施設	0
		小計	18
騒音	204	金属加工機械	155
		①高速切断機	(39)
		②乾式研磨機	(116)
		空気圧縮機及び送風機	181
		木材加工機械	78
		①帯のこ	(11)
		②丸のこ	(29)
		③かんな盤	(38)
		石材引割機	0
冷凍機械	140		
木材切込作業場	27		
小計	581		
工場数合計	232	特定施設数合計	620

(3) 法律・条例に基づく特定建設作業等の届出状況

① 建設作業騒音について

建設作業は一時的に非常に大きな騒音を発生する作業が多く、防音対策も養生シート、板囲い等による遮音や消音マフラーの取り付けなどに限られているため、付近住民との間に紛争が生じやすくなっています。周辺住民への事前説明が十分でなかったり、早朝からの作業などに対して付近住民から苦情が発生するケースが多く見られます。そうした苦情を未然に防ぐため、特定建設作業にあつては届出の段階で事前説明の徹底、作業内容、作業工程のチェック等の行政指導を行うとともに作業中の騒音状態を確認するため職員の立ち会いを実施しています。

図表 3.5 騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況

年度 作業名	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
くい打機・くい抜機・くい打くい抜機	3	11	3	4	3	0	4	6	4	2
びょう打機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さく岩機	33	31	25	40	59	49	50	68	72	82
空気圧縮機	0	3	5	1	0	1	2	4	1	13
コンクリートプラント・アスファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バックホウ	10	3	17	16	9	3	13	7	11	9
トラクターショベル	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
ブルドーザー	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
計	46	48	52	61	72	53	70	86	88	106

② 建設作業振動について

建設作業振動については、特定建設作業の対象となる大型建設機械を使用する場合または大規模基礎工事を行う場合に大きな振動を発生させることが多く、それと同時に非常に大きな騒音を伴うのが特徴です。そのような大規模工事を実施する場合には工法の検討段階で使用する機械・工法等について十分な配慮をするよう建設業者に指示するとともに、施工時には付近の家屋構成を考慮して物的被害を生じさせないように指導しています。また、万一被害の申し出があった場合には完全修復するよう指導しています。

図表 3.6 振動規制法に基づく特定建設作業届出状況

年度 作業名	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
くい打機・くい抜機・くい打くい抜機	3	11	3	2	3	0	4	6	4	2
鋼球	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破砕機	0	1	6	6	9	1	0	1	0	0
ブレーカー	25	17	31	33	51	42	33	57	63	66
計	28	29	40	41	63	43	37	64	67	68

③ その他

図表 3.7 別府市環境保全条例に基づく特定建設作業届出状況

作業名 \ 年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
アースオーガー	12	14	17	21	2	0	4	5	2	3
インパクトレンチ	0	0	2	4	0	1	0	1	0	0
発電機	0	12	17	17	23	13	13	10	15	7
コンクリートポンプ	7	9	18	9	21	11	11	13	12	13
計	19	35	54	51	46	25	28	29	29	23

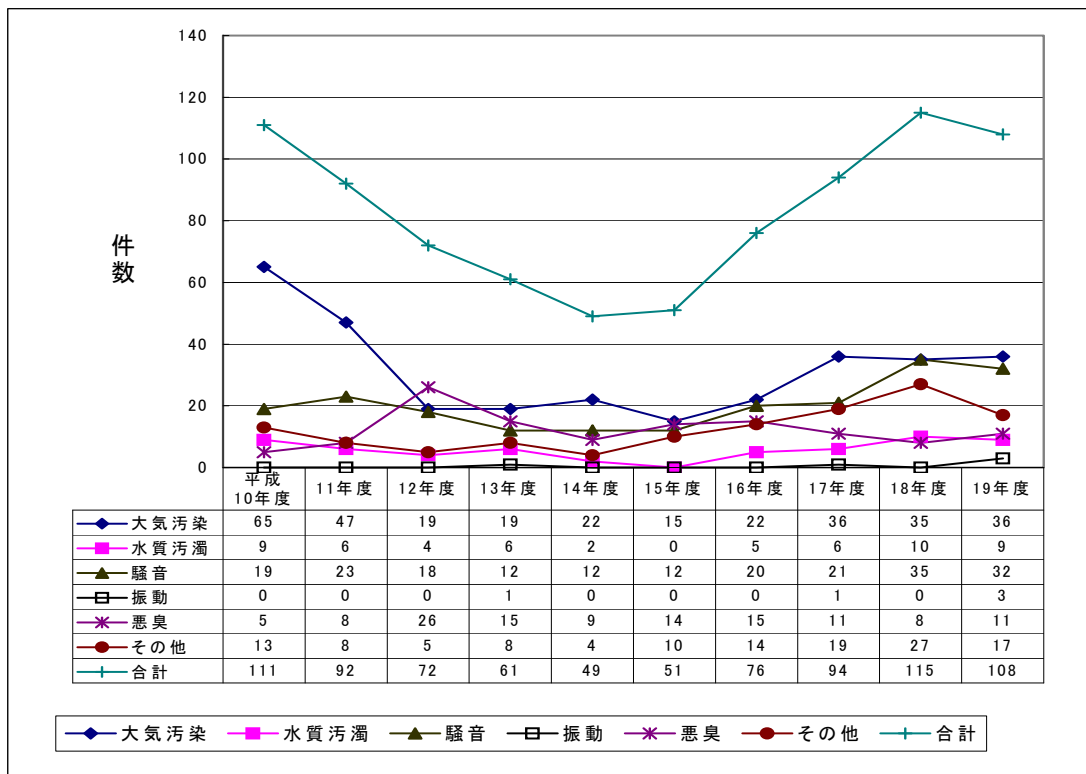
(4) 公害苦情の現状

公害とは典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）の他、事業活動その他の人の活動に伴って生ずるその他の現象で、その影響によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

これらの公害に対する苦情の申し立てについては「公害紛争処理法」第49条第2項に基づき、公害苦情相談員を置き、市民の苦情内容に応じてその処理に必要な調査、指導並びに助言等を行い、必要な場合は関係行政機関との連携を図りながら、市民の生活環境改善のために円満な解決に努めています。

平成19年度の苦情件数は108件でした。

図表 3.8 過去10年間の公害苦情件数の推移（平成18年度の「その他」に土壌汚染1件を含む）



①発生源別苦情件数について

苦情の傾向として家庭生活を原因とするものが多くなりましたが、これは地域交流の希薄化により、それまで問題とされていなかったような事例でも苦情として現れているためと考えられます。平成19年度の公害苦情発生源を見てみますと、家庭生活を発生源とするものが28件と最も多く、次いで建設業19件の順となっています。

図表 3.9 平成19年度 発生源別苦情件数

発 生 源	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	その他	計
農	業	0	0	1	0	0	0	0	1
林	業	0	0	0	0	0	0	0	0
漁	業	1	0	0	0	0	0	0	1
鉱	業	0	0	0	0	0	0	0	0
建	設	2	1	12	3	0	0	0	19
製	造	7	0	0	0	0	0	0	7
電気・ガス・熱供給・水道業		1	1	6	0	0	0	2	10
情 報 通 信 業		0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 業		1	1	0	0	0	0	0	2
卸 売 ・ 小 売 業		1	1	3	0	0	0	1	6
金 融 ・ 保 険 業		0	0	0	0	0	0	0	0
不 動 産 業		0	0	0	0	0	0	0	0
飲 食 店 ・ 宿 泊 業		0	0	1	0	0	0	0	1
医 療 ・ 福 祉		0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 ・ 学 習 支 援 業		0	0	0	0	0	0	0	0
複 合 サ ー ビ ス 事 業		0	0	0	0	0	0	0	0
サ ー ビ ス 業		3	0	4	0	3	0	3	13
公 務		0	0	0	0	0	0	0	0
分 類 不 能 の 産 業		0	0	0	0	0	0	0	0
家 庭 生 活		9	3	3	0	7	0	6	28
道 路		1	0	1	0	0	0	2	4
空 地		9	0	0	0	0	0	0	9
公 園		0	0	1	0	0	0	0	1
神 社 ・ 寺 院 等		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	2	0	0	0	0	1	3
不 明		1	0	0	0	1	0	1	3
計		36	9	32	3	11	0	17	108

② 地域別苦情件数について

平成19年度の都市計画法に基づく用途地域別の苦情発生件数を図表3.5.10に示しました。これを見ると住居地域の苦情が最も多く、家庭生活が最も密接な地域であるだけに苦情が発生しやすいようです。

図表 3.10 平成 19 年度公害の種類・被害の地域別苦情件数

用途地域 \ 公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	その他	計
住居地域	18	2	17	2	6		7	52
近隣商業地域								0
商業地域	12	6	15	1	5		7	46
準工業地域	2						0	2
工業地域								0
工業専用地域								0
市街化調整区域	3	1					2	6
その他								0
都市計画区域以外の地域	1						1	2
計	36	9	32	3	11	0	17	108

(5) 空き地の管理

空き地管理について改善指導を進めています

空き地の管理については、別府市環境保全条例の規定に基づき適切な管理を行うよう市報をはじめ、文書通知により所有者に啓発・指導を行っています。

雑草繁茂等の不良空き地については、所有者に対し直接改善指導等を行なっていますが、所有者のうち半数近くが市外居住者であるため、自ら適切な管理が困難な場合については業者などを紹介することにより改善の成果の促進を図っています。

図表 3.11 過去 5 年間の空き地管理状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
指導件数	78	88	93	126	109
指導面積 (m ²)	46,551	56,640	31,336	76,401	65,036
改善件数	59	54	73	102	85
改善面積 (m ²)	33,349	36,630	23,136	66,622	53,716
改善件数率 (%)	75.64	61.36	78.49	80.95	77.98
改善面積率 (%)	71.64	64.67	73.83	87.20	82.59
未完件数	19	34	20	24	24
未完面積 (m ²)	13,203	20,010	8,200	9,778	11,320

(備考) 面積の数値は小数点以下の端数を四捨五入したものであり、(改善面積+未完面積)の合計と指導面積のそれぞれの数値は一致しないことがあります。

(資料…清掃課)

5 環境保全活動の支援

市では、様々な機会を通じて市民の環境保全活動への取組みを支援しています

1) べっふエコライフひろば 2007

日 時：平成 19 年 10 月 28～29 日（月） 午前 9 時～午後 4 時

場 所：市役所 1 階 レセプションホール

テーマ：「みんなの手で 育む心をつなげます」

内 容：子ども環境絵画作文展、こどもエコクラブ活動発表展、
リサイクル作品展、布ぞうり講座

入場者：のべ 2 9 5 人（2 日間）

2) キャンドルナイトの夕べ

日 時：平成 19 年 6 月 22 日（金） 19:10～20:30（約 2 時間）

場 所：八幡朝見神社境内・参道

内 容：こどもエコクラブが廃油で作ったキャンドルも合わせて約 1000 個を参道に
配置し、省エネの取組みを呼びかけました。これは、県内一斉に照明を消
す「121 万人夏の夜の大作戦・キャンドルナイト」の一環行事でもありま
す。フルート生演奏も行いました。

3) 水生生物調査

平成 19 年度には、こどもエコクラブが市内の海岸（上人ヶ浜）で水生生物調査を行
いました。（平成 19 年 8 月 8 日（水曜））

現地では主に下記のような生物が見つかりました。

【巻貝】 イシダタミ、マツバガイ、コシダカガンガラ、ウノアシガイ、

【その他の貝】 ケハダヒザラガイ

【海綿生物】 ダイダイイソカイメン

なお、水質については、河川のように指標生物が定められていないため、パックテスト
により、潮だまりの水の COD（化学的酸素要求量）を調べました。

結果は「約 2ppm」でした。これは各河口の 1km 沖において測定している海域水質調査
の COD の値とほぼ同程度の値であり、また別府港水域における海域の環境基準を満足する
ものです。

第3章 率先実行計画

1 率先実行計画の概要

(1) 率先実行計画の目的

「循環型社会」実現のため、本市がみずから行う事務、及び事業において発生する環境負荷を抑制するため、「別府市環境基本計画」にもとづき平成14年4月に策定されました。

「地球温暖化対策実行計画」、「グリーン購入の取組み」を二本柱として職員一人ひとりが取組む具体的手順と計画の進行管理が定められています。

(2) 地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化の防止を図るため、本市が行う事務及び事業において排出される温室効果ガスを抑制し、持続可能な経済社会の構築に寄与することを目的としています。

(3) グリーン購入の取組み

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）にもとづき、生活や経済活動を支える物品及び役務を環境に配慮されたものへ転換を図ることを目的としています。本市が購入する物品等について下記の基本方針に基づき、各物品ごとに細かく調達基準が定められています。

○グリーン購入に関する基本方針

- 1) 価格及び品質に優れること。
- 2) 再生利用に配慮されていること。
- 3) 地球温暖化対策がなされていること。
- 4) 製造から廃棄までの過程で、環境負荷低減に配慮されていること。
- 5) 長期使用に耐えること。
- 6) 環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加しないように配慮すること。

(4) 率先実行計画の進行方法

推進体制は、各課等を一単位として推進責任者、推進員により取組みが行われます。

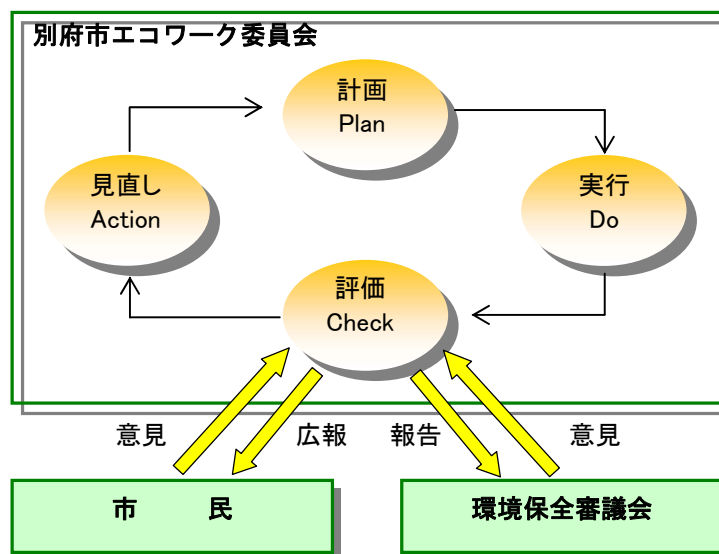
管理組織として「エコワーク委員会」を組織し、そこで進行管理、計画の見直しがなされます。

評価は3段階評価で、マニュアルにしたがって各推進員が評価します。結果は100点満点で相対的に評価されます。

エコワーク委員会で集計された結果は各課等に報告して、計画の実効性を担保します。

実行計画は、Plan（計画）、Do（取組み）、Check（点検）、Action（見直し）のサイクルにより進行します。Actionのサイクルにおいて、Checkの結果が、次の計画に反映され、より良い計画づくりを推進します。

なお、市民ニーズを的確にとらえ、柔軟に対応するために、広く市民の意見を求め、反映させる体制づくりを進めます。



図表3.1 PDCAサイクルによる計画の進行管理

毎年の進行管理は、以下のような流れで行います。

- [Plan] 各課が行う各施策の方針・構想及び計画において、環境の保全と創造に関する配慮方針や具体的な取り組み目標等を定めます。特に新しい施策については、必要に応じて構想の段階から環境への影響把握調査や、環境負荷をできるだけ抑える検討を行い、方針や目標に反映させる必要があります。
- [Do] 設定した方針や目標を達成するように各施策を実施します。
- [Check] 1年間の各施策の進捗状況及び取り組みの状況、環境の状態などを把握します。その結果を「別府市の環境」などで公表します。
また、市民ニーズを的確にとらえ柔軟に対応するために、広く市民・事業者から意見を求めるとともに、専門的な観点からの提言を環境保全審議会に求めます。これらに基づいて別府市エコワーク委員会で総合的な評価を行って環境施策の総合的な進行管理を行います。
- [Action] 評価の結果をもとに計画の見直しを行い、次年度の計画に反映させます。

2 率先実行計画の取組み状況

(1) 地球温暖化対策の取組み

温室効果ガスを削減するため、市の各施設における電気使用量・公用車の燃料使用量等の削減に取り組んでいます。

温室効果ガス排出量の結果については、下表のとおりです。

	18年度 (kg-CO2)	19年度 (kg-CO2)	増減率 (H19/18)
全体	45,652,493	52,760,384	116%
廃棄物の焼却	29,929,209	36,594,753	122%
電気	12,449,531	12,686,867	102%
その他	3,273,753	3,478,764	106%

(資料…環境課)

(2) グリーン購入の取組み

平成19年度においても調達方針に則って、エコマーク商品等を選ぶよう努めています。

(3) エコワーク活動の取組みに係る課題

日々の取組みで無駄を減らしていく必要がありますが、それに加え、商品を購入する時も、その商品を使用する時・廃棄する時のことを考え、エネルギー消費の少ないもの・再使用可能なもの等を選ぶ必要があります。

(参考資料)

1 環境行政のあゆみ

年・月	市の環境行政	国の動向
昭和42.6	市議会に交通及び公害対策特別委員会を設置	昭和42.8
44.7	騒音規制法に基づく地域指定	「公害対策基本法」 制定
11	企画課に公害係を新設	昭和43.6
12	水質調査開始（河川13定点、地先海域14定点）	「大気汚染防止法」 制定
46.2	民生部に公害予防課を設置 交通環境調査開始	「騒音規制法」制定
4	降下ばいじん測定開始	昭和46.6
8	大気汚染自動測定機による測定局を開設	「悪臭防止法」制定
10	民生部公害予防課より企画部公害予防課に所属変更	昭和47.6
11	二酸化鉛法による硫酸化物(SO _x)濃度測定開始	「自然環境保全法」 制定
47.9	大気汚染自動測定機による青山中学校測定局を開設	環境週間の設定
48.1	騒音規制法に基づく地域指定の一部変更	昭和47.7
4	広域市町村圏計画に基づき杵築市、日出町、山香町の水質 調査業務受託	環境庁設置
8	大気汚染自動測定機による北部中学校測定局を開設	
12	別府市環境保全条例起草委員会設置	
49.1	別府市環境保全条例起草委員会条例案答申	
3	別府市環境保全条例を市議会に提案	
4	朝見川の環境基準類型設定	
7	別府湾地先海域の環境基準類型設定	
12	別府市環境保全条例公布	
50.6	別府市環境保全審議会設置	
10	別府市環境保全条例施行規則案答申	
12	別府市環境保全条例施行 別府市環境監視員委嘱（各校区1名）	
51.2	別府市日照調停委員会設置	
4	別府市みどり監視員委嘱（14地区）	
53.4	振動規制法に基づく地域指定 企画部公害予防課より環境部公害交通対策課へ所属名称変 更	
	別府市環境保全条例一部改正（日照の項削除）	
7	別府市日照調停委員会解散	
11	大気汚染自動測定市役所局がテレメーター化	
54.6	別府市議会に交通体系及び環境対策特別委員会を開設	
8	大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱に基づくオキシダン ト予報発令	
55.5	「合成洗剤使用に関する取扱いについて」文章事務並びに 実施事項を制定	
6	自動車交通騒音及び交通量の測定開始 道路交通振動調査開始	

年・月	市の環境行政	国の動向
昭和56. 1 2	別府市環境保全審議会連絡協議会を開設	
5 7. 3	広域市町村圏計画に基づく水質調査業務受託廃止	
5 8. 3	大分市、大野川水質汚濁防止連絡協議会を開設	
6 0. 4	市庁舎移転開庁	
6 1. 4	騒音規制法に基づく地域指定の変更 振動規制法に基づく地域指定の変更 別府市環境保全条例施行規則の一部改正 悪臭防止法に基づく地域指定 公害対策基本法に基づく騒音環境基準類型設定	
6 2. 9	大気汚染測定局再配置	
平成2. 3	別府市環境保全条例施行規則（特定建設作業）一部変更	
4	環境部公害交通対策課より環境部環境保全課へ所属名称変更	
1 0	別府市環境保全条例（指定建築物）一部変更	
3. 4	別府市自然環境学術調査団結成及び自然環境調査開始	
4. 2	大気汚染自動測定機による北部中学校測定局の廃止	
5	九州環境行政連絡会議総会を開催（別府市）	
1 0	九州環境行政連絡会議研修会を開催（別府市）	
5. 7	別府市『地球にやさしい都市構想』の作製 第1回べっふ環境まつりの開催	平成5. 6 「環境基本法」制定 「環境の日（6月5日）」 の設定 環境月間の開始
6. 3	別府市自然環境学術調査報告書提出	
7. 7	別府市水環境総合科学推進事業策定計画を策定	
9. 2	騒音規制法に基づく規制地域の変更 振動規制法に基づく規制地域の変更	平成8. 1 2 「騒音規制法施行令」 一部改正
1 2. 2	別府市環境基本計画策定に係る環境保全審議会開催（～平成13. 11、全9回）及び環境保全連絡協議会開催（全2回）	平成9. 6 「環境影響評価法」制定
4	機構改革により環境保全課より環境安全課へ改編 児童館大気測定局廃止	平成10. 1 0 「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
7	別府市環境基本計画策定に係る別府市環境懇話会開催（～平成13. 10、全6回） 環境の現状に関する市民アンケート実施	
1 3. 4	別府市地域環境美化条例施行	
8	環境基本計画策定について市報で意見募集	
1 1	「別府八湯の湯けむり」かおり風景100選に選ばれる 別府市環境基本計画について答申	
1 4. 2	別府市環境基本計画決定	
4	別府市環境基本計画施行 エコワーク活動（地球温暖化対策実行計画及びグリーン購入）開始	
1 5. 6	「2003 かおり風景フォーラム i n 別府」開催	
1 9. 1 2	第1回「アジア太平洋水サミット」開催（別府市）	
2 0. 3	水環境都市宣言（別府市）	

2 別府市環境保全条例に基づく特定工場等（抜粋）

区分		規模または能力		備考
大 気 特 定 工 場		重油の1時間あたりの最大使用量が、500L以上の工場及び事業場		
煤煙にかかると特定施設	廃棄物焼却炉	焼却能力 (1時間当り)	100kg以上200kg未満	大気汚染防止法に規定する特定施設を有する工場、事業場を除く
		火格子面積	1m ² 以上2m ² 未満	
水 質 特 定 工 場		1日の最大排出量が1000m ³ 以上の工場及び事業場		1 水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する工場、事業場 2 現在すべての排水を公共下水道に接続しているもの 以上は除く
汚水にかかると特定施設	し尿浄化槽	建築基準法施行令に規定する処理対象人員が500人以下のもので、2以上設置され、その処理対象人員の合計が501人以上のもの		
	飲食店営業の用に供する厨房施設※1	1日の排出量	最大30m ³ 以上	
	バス・タクシー営業の用に供する車両洗浄施設※2	1日の排出量	最大30m ³ 以上	
騒音にかかると特定施設	金属加工機械 ①高速切断機 ②乾式研磨機 (工具用を除く)	固定式のもの		騒音規制法に規定する特定施設を有する工場、事業場を除く
	空気圧縮機及び送風機	原動機定格出力	3.75kW以上7.5kW未満	
	木工加工機械 ①帯のこ ②丸のこ ③かんな盤	原動機定格出力	①② 製材用7.5kW以上15kW未満 木工用1.5kW以上2.25kW未満 ③ 1.5kW以上2.25kW未満	
	石材引割機	原動機定格出力	7.5kW以上のもの	
	冷凍機械	原動機定格出力	3.7kW以上のもの (冷房用を除く)	
	木材切込作業場	同一場所で継続して6カ月以上作業を行うもの		

※1 旅館・ホテルは、水質汚濁防止法の適用対象のため除く。

※2 自動式車両洗浄施設は、水質汚濁防止法の適用対象のため除く。

3 環境基準類型設定のされている水域

(A) 河川

アの<朝見川> 昭和49年4月1日指定

該当類型 A 観海寺橋より上流

該当類型 C 観海寺橋より下流

(B) 海域

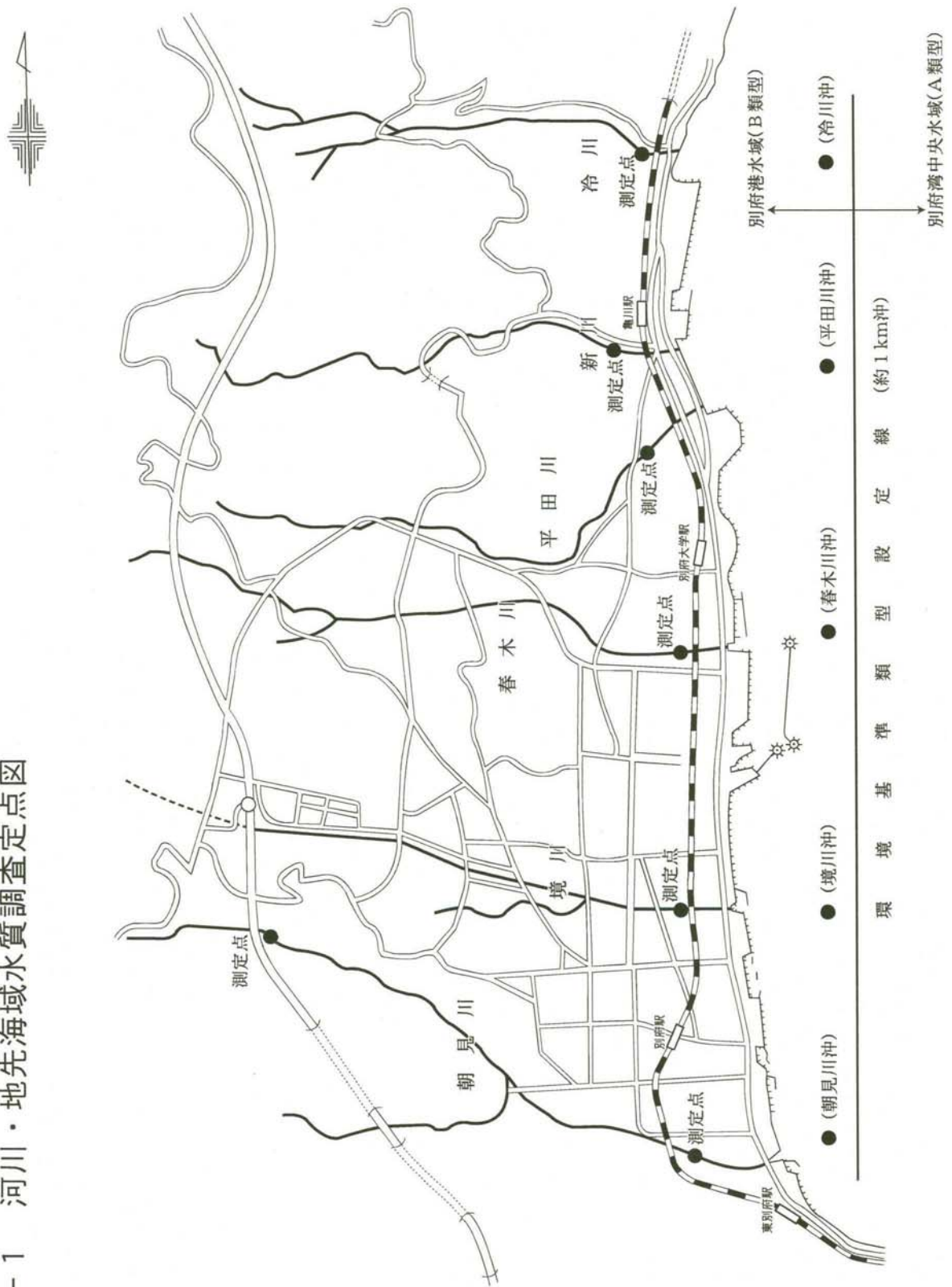
アの<別府港水域> 昭和49年7月1日指定

該当類型 B (両郡橋【別府市と大分市との境界地点】から日出町島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸に囲まれた海域)

イの<別府湾(イ)> 平成10年3月31日指定

該当類型 II (大分市大在大野川右岸北端と杵築市臼石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの)

図IV-1 河川・地先海域水質調査定点図



4 特定建設作業の規制基準とその種類

① 特定建設作業の規制基準

法・市条例の種類	規 制 基 準				
	基準値	作業時間帯	1日あたりの作業時間	作業期間	作業日
騒音規制法	85dB	午後7時～ 午前7時の 時間帯を 除く	1日10時間 を超えない事	連続6日を 超えない事	日曜日その他 の休日でない 事
振動規制法	75dB				
別府市環境保全条例	85dB				

備考 規制基準値は敷地の境界線で測定した値

② 別府市環境保全条例に定める特定建設作業の種類

作業種類	適応除外
アースオーガーを使用するくい打作業	
インパクトレンチを使用する作業	
動力源として発電機を使用する作業 (10キロワット以上のもの)	
コンクリートポンプを使用するコンクリート輸送作業	

5 騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）

① [道路に面する地域以外の地域]

地域の区分		基準値	
		昼間	夜間
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を必要とする地域	50dB 以下	40dB 以下
A及びB	A 専ら住居の用に供される地域 B 主として住居の用に供される地域	55dB 以下	45dB 以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60dB 以下	50dB 以下

② [道路に面する地域]

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
(特例) 道路に面する地域の内、幹線道路に隣接する空間	70dB 以下	65dB 以下

- 備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 備考2 測定結果の評価手法は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価するものとする。
- 備考3 「道路に面する地域」の表において、「車線」とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 備考4 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定する。
- 備考5 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業音には適用しない。
- 備考6 地域の区分は、図IV-2に示す。

図IV-2 騒音環境基準類型図

平成10年9月30日公布
平成11年4月1日施行



6 別府市環境施策の推進を図る組織に関する要綱

(平成 14 年 4 月 18 日 別府市告示第 77 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別府市環境基本計画（以下「基本計画」という。）が定める「望ましい環境像」の実現を目指し、環境施策の推進を図るための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(エコワーク委員会の設置)

第 2 条 環境施策の推進を図る組織として、別府市エコワーク委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の推進を図るための実施計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) 市が事業者又は消費者として環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画である率先実行計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (3) その他基本計画の推進に関すること。

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会に属すべき委員長、副委員長及び委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(エコワーク幹事会の設置)

第 7 条 委員会は、第 3 条各号に定める所掌事務を処理するに当たり、当該所掌事務を補助するため、委員会に別府市エコワーク幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(幹事会の組織)

第 8 条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事会に属すべき幹事長及び幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第 9 条 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 環境施策推進組織の庶務を処理するため、環境課に事務局を置く。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、環境施策の推進を図る組織に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成14年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

委員長	生活環境部長
副委員長	総務部長
委員	教育長
	水道局長
	企画部長
	ONSEN ツーリズム部長
	福祉保健部長
	建設部長
	議会事務局長
	消防長

別表第2（第8条関係）

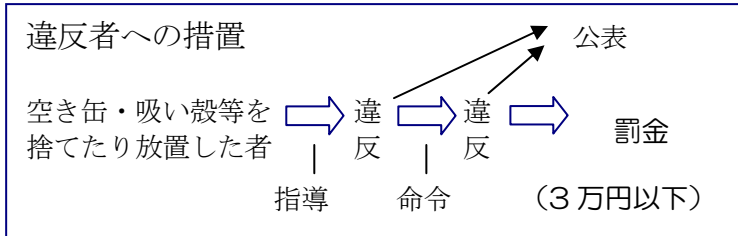
部等	課	備考
総務部	総務課長	
	契約検査課長	
企画部	政策推進課長	
	自治振興課長	
ONSEN ツーリズム部	観光まちづくり課長	
	温泉課長	
	商工課長	
	農林水産課長	
生活環境部	環境課長	幹事長
福祉保健部	社会福祉課長	
建設部	道路河川課長	
	都市政策課長	
	公園緑地課長	
	建築住宅課長	
	下水道課長	
	建築指導課長	
水道局	管理課長	
教育委員会	学校教育課長	
	生涯学習課長	
	スポーツ健康課長	
消防本部	庶務課長	

7 別府市地域環境美化条例の概要（平成13年4月1日施行）

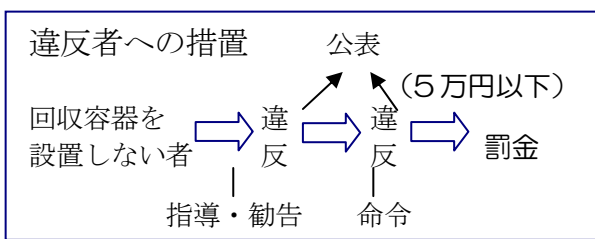
1 空き缶・吸い殻等散乱防止地域

① 空き缶・吸い殻等のポイ捨ては罰則をもって禁止します。

※ 空き缶・空きビンは回収容器に投入するか、持ち帰らなければなりません。



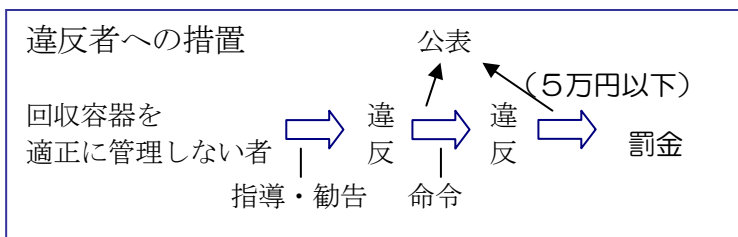
② 自動販売機等で容器入り飲料を販売するものは、回収容器を設置しなければなりません。



◎ 回収容器の基準

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないもの。
- (2) 容量は、当該自動販売機等の販売能力に応じた適切なもの。
- (3) 回収容器は、自動販売機等の設置場所から5メートル以内で、回収に支障のない位置に設置しなければなりません。

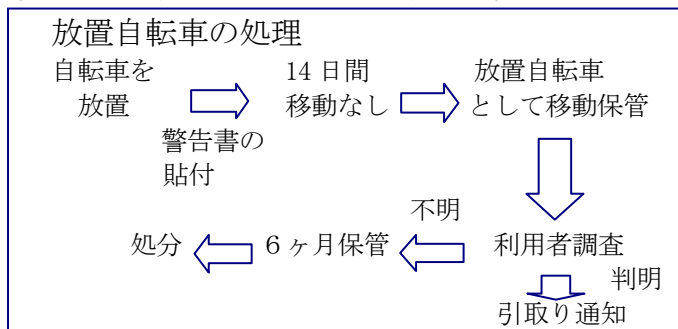
③ 回収容器を設置したら、きちんと管理しなければなりません。



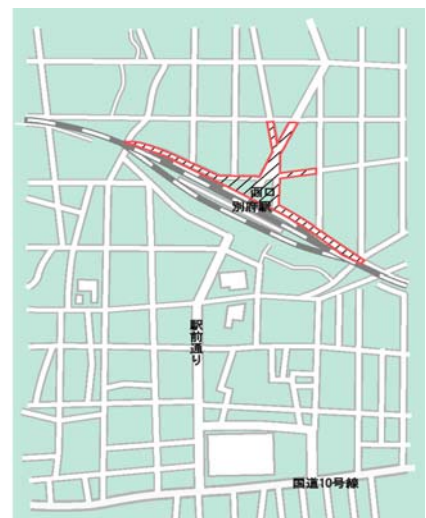
2 自転車放置禁止地域(別府駅西口)

右下の図にある地域内では、自転車について次のような規制があります。

① 指定地域内に自転車を長期間放置してはいけません。



② 公益的施設などの設置者は、自転車駐輪場を設置するよう努めなければいけません。



用語解説

《1. 環境全般》

ng (ナノグラム)

10⁻⁹g (1グラムの10億分の1の重さ)。

NGO (Non-Governmental Organization)

非政府組織のことで、非営利の民間団体のこと。環境保全のためには、行政による取り組みだけでなく、民間の自発的な活動が必要であり、民間団体による公益的活動の意義が大きい。

NPO (Non Profit Organization)

法人格をもった、公共サービスをしている民間非営利組織の略称。日本では平成10年に特定非営利活動促進法により法制化された。保健・医療・福祉や環境保全、災害救助など17の分野で活動する団体が含まれる。

pg (ピコグラム)

10⁻¹²g (1グラムの1兆分の1の重さ)であり、ダイオキシン類など環境中に含まれる量が微量であるものを表すのに用いられる。

ppb (parts per billion)

10億分の1を示す単位。

ppm (parts per million)

100万分の1を示す単位。大気汚染や水質汚濁の汚染物質の濃度を表すのに使用する。水1,000mLに1mgの物質が溶け込んでいるとき、また、空気1m³中に汚染気体1cm³が含まれているとき、それぞれ「濃度1ppm」という。

PPP (Polluter Pays Principle : 汚染者負担の原則)

「公害防止費用は公害発生の原因者が支払うべきである」という考え。公害対策の基本理念。

PRTR 制度

Pollutant release and transfer register (環境汚染物質排出・移動登録制度)の略で、有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組みのこと。行政・事業者・市民が情報を共有しつつ化学物質のリスク管理に役立てようとする環境保全のための新しい手法。OECDは、1996年2月に加盟国がPRTR制度を導入するよう勧告を行っており、我が国においては、ダイオキシン類等の化学物質に対する国民の関心の急速な高まりを背景に、「特定化学物質の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が1999年7月に制定され、2001年4月から運用が開始された。法律の対象となる事業者

は、1年間の排出・移動量を把握し、都道府県経路で国に届け出し、国は届け出られた情報について集計・公表等を行うこととなる。

μg (マイクログラム)

10⁻⁶g (1グラムの100万分の1の重さ)。

μm (マイクロメートル)

10⁻⁶m (1メートルの100万分の1の長さ)。

アメニティ

魅力ある環境、快適な環境、または環境の快適さ、等と表現される。元来はイギリスにおいて「環境衛生、快適さと環境美、保存の3つの相を持つ複合概念」として、都市計画の基本的な思想を表すものとされてきたもの。「適切なものが、適切なところにあること」という識者の定義もある。

具体的には、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統と、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれているときに生じる好ましい感覚のこと。

閾値 (いきち)

「生体反応が起こる最小の生体刺激の強さ」または「その値以下では地域住民の健康上に悪い影響が起こらない値」のこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物であり、日常生活に伴って発生するごみやし尿などが含まれる。

上乘せ基準

ばい煙や排水等の規制に対し、都道府県が条例で定める基準で、法で定める規制基準より厳しいものを指す。

外因性内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)

動物の生体内に取込まれた場合に、本来、その生体内で営まれる正常なホルモン作用に影響を与える、外因性の物質のこと。

ダイオキシン、DDT、PCB、ポリ塩化ジベンゾフランなどの有機塩素系物質の他、ビスフェノールA (ポリカーボネート樹脂の分解生成物)、トリブチルスズ (TBT) など、約70種類が指定されている。

生物によって分解されないため長期間にわたり環境中に残留し、生物に取込まれると体内に蓄積されて高濃度になる (生物濃縮)。しかも食物連鎖を通して上位捕食者になるほど生物濃縮が進み、ホルモンの分泌異常を起こして正常な代謝機能をかく乱し、生殖機能を破壊するなど深刻な症状を引き起こすといわれている。(既に、工業用洗剤の原料として使われたノニルフェノールについては、魚類の生殖器への影響が確認されている。)

環境アセスメント (環境影響評価)

事業者が、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある

る事業の実施にあたり、あらかじめ環境への影響について自ら調査、予測または評価を行い、また地域住民等の意見を聴き、環境保全について事業計画案の決定に反映させるもの。

環境基準

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基本法第16条第1項）。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音について定められている。

工場等のばい煙や、排水・騒音の発生を直接規制する「規制基準」とは違う。

また、国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が現れるというものではない。

例えば、水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。（→「規制基準」参照）

環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めている。21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めている。

環境基本法

平成5年11月に、それまで四半世紀にわたって続いた「公害対策基本法」にかわって制定された、環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動や生活様式を見直しながら、多様な手法を活用していくことが必要である。環境基本法はこうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものである。

環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が重要であるという意識を広げることが目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のことをいう。

環境の日

1972年（昭和47年）6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標で

ある」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなった。これを記念して、国連では6月5日を「世界環境デー」として、毎年この日に国際的な活動をおこなうことになった。

日本においても、平成5年に公布施行された環境基本法に基づき、6月5日を「環境の日」としている。「環境の日」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるために設けられた。

環境配慮指針

地域における環境保全や創造を図る上で、地域の土地利用に係る行為を行う際に、市民・事業者・市などの各主体が配慮すべき事項を定めた指針。

環境への負荷

人間の活動が環境に与える悪影響。環境基本法第2条第1項において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に与えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。汚染物質等が排出されることによるもの以外にも、動植物等の自然物が損なわれることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの、また、二酸化炭素のように徐々に蓄積して支障を招く可能性のあるものも含まれている。

規制基準

環境基準の達成を目標として、個々の公害発生源を規制するため、遵守しなければならない許容限度のこと。悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法に規定されている。（→「環境基準」参照）

揮発性有機化合物（VOC）

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとはVolatile Organic Compoundsの略。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなど、さまざまな物質がある。

協働

まちづくりや環境に関する協力体制を示す言葉で、ここでは市民・事業者・行政が、環境改善についてともに考え、ともに取組みを進めていくことを表す。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から、環境負荷の小さいものを優先的に購入すること。

建設廃材

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条第9号に掲げる産業廃棄物。工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、れんがの破片、

その他各種の廃材の混合物を含むものであって、土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。

公害

公害とは、環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第1項を除き、以下同じ）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ）、⑦悪臭）によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。以下同じ）に係る被害が生じること」と定義されている。

上記①～⑦は、通常「典型7公害」と呼ばれる。

公害対策基本法

昭和42年8月に制定され、初めて大気汚染・水質汚濁などの典型7公害を公害として定義し、公害の原因となる事業者・国・地方公共団体の責務、環境基準の設定などを定めた。従来、発生源の工場について個別に問題視していた規制基準を、一定地域を単位とした環境基準で規制し、公害防止の責任を事業者に限って、防止事業の費用負担の原則を規定した。この法律をうけて、昭和45年の公害国会では、大気汚染防止法など公害14法が制定・改定され、翌昭和46年には統一的な公害行政を行うため環境庁が設置された。

この法律は平成5年11月には廃止され、環境基本法にとって代わられた。

公害防止協定

公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定をいう。これらの協定は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

交通需要マネジメント

自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市または地域レベルでの道路混雑を緩和する手法の体系であり、狭義には、ピーク時間帯での一人乗り車通勤を減らすための交通関連施策としてとらえられている。例えば、自動車の効率的利用（共同輸配送等の新しい流通体系の導入や相乗り等の促進等）、手段の変更（公共交通の利便性向上）、時間の変更（フレックスタイムなどの導入による交通量の平滑化）等。

国立公園・国定公園

（国立公園）自然公園法に基づき、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海

中の景勝地を含む）であって環境大臣が同法第10条第1項の規定により自然環境保全審議会の意見を聞き、区域を定めて指定するもの（全国で28区域）。

（国定公園）国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であって環境大臣が同法第10条第2項の規定に基づき、関係都道府県の申し出により、同審議会の意見を聞き、区域を定めて指定するもの（全国で55区域）。

こどもエコクラブ

環境省が全国の小中学生を対象に加入を呼びかけている、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで、数人から20人程度の仲間とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。環境省では、クラブの子供たちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動が展開できるように、環境学習プログラムやわかりやすい環境情報の提供を行っている。

再生紙

製紙原料に古紙を配合した紙。急増する紙ごみの減量化や森林資源の保護のため、近年、企業におけるコピー紙や出版物への利用が増加している。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のこと。燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、動物の糞尿、動物の死体、ばいじん等である。

質的に環境汚染源として重要な意味を持つものであり、その特性に応じて定められた厳しい処理基準に従って処理する必要のある廃棄物である。

市街化区域・市街化調整区域

都市計画区域のうち線引き都市計画区域は、下表のように分類されている。（都市計画法第7条）

区域	説明	
市街化区域	既成市街地	すでに市街を形成している区域
	新市街地	おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。開発行為及び建築行為には厳しい規制がなされている。	

自然環境保全法

昭和46年に環境庁（当時）が設置されたのを機に、国土全般にわたる自然環境の保全の基本方針を明らかにすることなどを目的に制定された法律である。

自然環境保全法は、自然環境保全基本方針の閣議決定、自然環境保全基礎調査の実施等の基本法

的性格の部分と自然環境保全地域等の指定の実施法的性格の部分の2つからなる。

指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財で、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、特に重要なもので保存の必要のあるものを指定し、保護と活用が図られているものを指す。

地盤沈下

主として地下水の過剰揚水によって発生するが、そのメカニズムについてはまだ解明されていない。しかし、沈下現象の把握がしにくいこと、沈下が始まると急速に進む可能性が大きいこと、一旦沈下すればほとんど回復しないことなど問題点が多く、地域の水需要の動向と併せて解決は難しい。

親水空間（親水公園）

水辺に近づける、水を活かした環境整備。水にふれ親しむことができる空間、公園。

水源涵養林

森林が有する機能（樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留、流下すること）により、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図ることを目的とした森林。

生活環境

大気、水、空間などによって構成される、人の日常生活の場としての環境を意味し、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境も含まれる。

生態系

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群）とそれを取巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせた一つのまとまり。

生態系は、生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立している。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別されている。

総量規制

環境基準を達成するため、地域ごとに許容排出量を設定し、工場・事業場等に対して汚染（汚濁）物質の許容排出量をもって規制する方法である。

濃度規制では、薄めれば基準に合うこともあるが、総量規制では絶対量が規制される。

第1次産業、第2次産業、第3次産業

業態の似通った各活動分野の単位。

第1次産業：農林水産業など。

第2次産業：鉱業・建設業・製造業など。

第3次産業：運輸・金融・商業・サービス業など。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るため、狩猟行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

透水性舗装

舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地表へ浸透させる舗装のことで、雨水の流出抑制や地下水の涵養などの効果がある。

特定施設

公害規制法令で規制の対象になっている施設で、汚水を排出する施設、大気汚染物質を発生する施設、騒音・振動を発生する施設等をいう。

都市計画区域

都市計画法に基づく法的な規制が及ぶ土地の範囲で、土地利用・都市施設・市街地開発事業等の都市計画を策定すべき対象地域。

都市計画法

都市計画の内容、法定手続など都市計画に関し必要な事項を定めた法律である。

都道府県知事による特定市町村の総合的整備、開発、保全を必要とする都市計画区域の指定、現況及び将来の見通し等に関する基礎調査の実施、無秩序な市街化を防止するための都市計画における市街化区域・市街化調整区域の指定、市街化区域・市街化調整区域等都市計画の策定、関係市町村及び都市計画地方審議会の議を経ての都市計画の決定、決定時の都市計画の告示等、両区域内における開発行為などの許可、開発許可を受けた土地における建築等の制限、国土交通省内への都市計画に関する重要事項を調査審議する都市計画中央審議会、都道府県への都市計画地方審議会の設置などを定めている。

土壌汚染

土壌が次のものによって汚染されることをいう。

- ①重金属、酸性降下物によるもの
- ②農薬、肥料によるもの
- ③除草剤などの農薬によるもの
- ④ごみの不衛生処分によるもの

なお、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」では、特定有害物質として、カドミウム、銅、ヒ素及びその化合物が指定されている。また、平成3年8月に「土壌の汚染に係る環境基準」が定められた。

土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚

染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することが目的。

人の活動に伴って生ずる土壤の汚染が対象であり、温泉のような自然的原因によって土壤に有害物質が含まれても、同法の対象とはならない。

農業振興地域（農振地域）

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農振地域の保全、形成や農業振興施策の計画的な推進を図るため都道府県が指定する地域をいう。農振地域においては農業振興地域整備計画が定められ、農用地として利用すべき土地の区域である農用地区域が指定されている。農用地区域では開発行為の規制、土地利用の勧告等の土地利用規制がかかる。

パートナーシップ

市民、行政、企業、NPO等の各主体が公平で平等な関係を築き、公平な役割分担のもとに連携して環境保全に取り組むこと。

光害（ひかりがい）

良好な照明環境の形成が、漏れ光（照明器具から照射される光のうち、その目的とする照明対象範囲外に照射される光）によって阻害されている状況またはそれによる悪影響をいう。過度の夜間照明の使用は、農作物の生育や、ホタル、ウミガメ、鳥類等の育成に悪影響を及ぼす。また、照明により夜空が明るくなり天文観測が困難になることも光害の一つである。夜間の屋外照明は安全確保や防犯のために不可欠であるが、不適切な照明は、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があるのみならず、エネルギーの浪費にも結びつく。

風致地区

都市の自然の風致（趣、味わい）を維持することを目的として都市計画区域内に定められた地区をいう。同地区では、都市計画法第58条及び風致地区内における建築物等の規制に関する条例により、建築物の新築、改築、増築、宅地の造成、木竹伐採などの行為について、知事の許可が必要とされている。

複合汚染

通常各種の汚染物質による汚染が重複して生ずる環境汚染形態を指し、単一汚染という概念に対応するものである。例えば、古い型の汚染ともいふべきばいじんによる大気汚染と、新しい型の汚染ともいふべき硫黄酸化物（SO_x）や自動車排出ガス（CO、Pb等）による汚染とが重なり合っているような場合である。複合汚染による公害はより深刻である。

保安林

昭和26年に制定された森林法第25条で指定さ

れる森林のこと。水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防止、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存を目的に達成するために必要があるとき、農林水産大臣が指定する。

用途地域

都市において、計画的な土地利用を進め、種々雑多な建築物が混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域を区分したもの。

用途地域内の建築物・工作物は、建築基準法により種々の制限が加えられている。

ライフスタイル

生活様式、生きざま。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の今日では、自分に合った生活様式、多様な生活様式が好まれる。このような個性的な生活様式（ライフスタイル）が環境問題との関わりが深い。

リサイクル（recycle）

再循環させること、再生利用することという意味から、もう一度資源として利用し再生して使用することを意味する。

リデュース（reduce）

減少する、下げるという意味から、ごみの発生源となる行動を抑制し、根本からごみの減量すること。

リユース（reuse）

再び利用すること、再利用を意味することから、製品をそのまま、もしくは修理するなどして再び使用すること。

《2. 大気関係》

2%除外値（98%値）

大気汚染物質の年間の測定値（日平均値）を小さいほうから順番に並べて、高いほうから2%を除いた値（98%値）であり、環境基準を達成しているかどうか（長期的評価）を判定する際に用いる。

mg/m³

1m³の大気中に含まれる粉じん等の重量を示す単位。1mgは1gの千分の1（10⁻³g）。

β線吸収法

β線が物質の質量に比例して吸収されることを利用したもので、大気中の浮遊粒子状物質をろ紙上に捕集したうえで、β線を照射してその透過強度を測定し、浮遊粒子状物質の質量濃度を測定する方法。

硫黄酸化物 (SO₂)

重油や石炭などの化石燃料に含まれている硫黄分が燃焼により酸化されて発生するガス。

代表的なものは二酸化硫黄 (SO₂、亜硫酸ガス)、三酸化硫黄 (SO₃、無水硫酸)。二酸化硫黄については環境基準が定められている。

人体に対しては、特に呼吸器への影響が大きい(慢性的あるいは急性の障害を引き起こす)。

測定方法としては、大気中の二酸化硫黄を過酸化水素水の含まれた吸収液に通すと硫酸が生じ、吸収液の導電率が変化することを利用した方法が一般的である(環境基準に規定された方法)。この他、アルカリろ紙法や二酸化鉛法等の簡易な測定法もある。

一酸化炭素 (CO)

有機物が不完全燃焼したときに発生する炭素の酸化物で、主に自動車排気ガスに含まれる無色無臭のガス。血液中のヘモグロビンと強く結合し、酸素の供給を阻害することで、頭痛・めまい等の症状が現れ、呼吸困難から死に至ることもある。

オゾン・オゾン層

オゾン (O₃) は、空気または酸素中で放電現象が起きるときや、紫外線の照射、黄リンが空気中で酸化する場合等に発生する、酸化性の強い、臭気のある気体。

強い殺菌力を持ち、人体や植物に有害な光化学スモッグの原因となるオキシダントの主成分とされる。

しかし、成層圏(地表から15~35km上空)においては、オゾンが高濃度に存在する層(オゾン層)があり、太陽から来る紫外線のうち、特に生物に有害な波長のものを吸収し、また成層圏を温めたりして、生態系にとって不可欠な働きをしている。(→「オゾン層の破壊」《7. 地球環境関係》参照)

光化学オキシダント (O_x)、光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により光化学反応を起こしてつくられるオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称を「光化学オキシダント」という。ヨウ化カリウム溶液と接触させると、ヨウ素を遊離させる性質を持つ。

この光化学オキシダントが原因となって起きる大気汚染が「光化学スモッグ」である。

特に夏季、日差しが強く、温度が高く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、ノドが痛くなるなどの人的なもの、他、視程障害、植物を枯らすなど、広域にわたる。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち、自己の重量により、または雨滴に含まれて地上に落下するばいじん、粉じん等をいう。降下ばいじんは、デポジットゲージ等の採取器具で捕集し、不溶解性物質(水に

溶解しないもの)と溶解性物質に分けて分析する。

ザルツマン試薬比色法、ザルツマン係数

ザルツマン試薬比色法は、試料大気中の二酸化窒素とザルツマン試薬の反応によって生じるアゾ染料の着色度によって二酸化窒素を測定する方法のことである。

また、ザルツマン定数は、二酸化窒素の測定に用いられる定数で、二酸化窒素が吸収液(ザルツマン試薬)と反応する割合である。二酸化窒素の環境基準では、0.84が採用されている。

酸性雨

工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変わり、それが酸性の降下物(雨)として降ることを指す。

ただし、雨は通常の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込むため、pH5.6付近の弱い酸性を示す。このため、酸性雨とはpHが5.6以下になった雨のことをいう。

広義には、霧や雪を含む湿性沈着、ガスやエアロゾルの形態で生じる乾性沈着も含める。

西欧諸国には、酸性雨によって森林が枯れたり、湖沼の魚が死滅したりする等、被害が顕在化しているところもある。

自動車排気ガス

わが国で走行している自動車の大部分は石油系燃料を動力源としており、機関の運転等に伴って発生したガスは、一部を除きそのまま大気中に放出されている。自動車排気ガスには、排出管から出る燃料排出ガスのほか、クラックケースから出るブローバイガス、燃料供給系から出る蒸気ガス等がある。

これらの排出ガス中には、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等の有害な物質が含まれている。

大気汚染に係る環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい大気の基準。

二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、以上10物質について定められている。

大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用されない。

大気汚染防止法

工場等からのばい煙の排出を規制するとともに、自動車排気ガスの許容限度を定めること等により大気汚染を防止するため制定された法律。環境大臣の都道府県に対するばい煙排出基準の設定及び変更に関する勧告、都道府県による指定ばい煙総量削減計画及び総量規制基準の制定、ばい煙排

出者に対する施設の改善命令、都道府県知事に対する石綿その他健康被害を生ずるおそれのある特定粉じん発生施設を設置しようとする者の届出、都道府県知事の規制基準に適合しない特定粉じん発生施設設置者に対する計画変更命令、環境大臣の自動車排気ガス許容限度量の設定、都道府県知事の大気汚染の常時監視、健康被害物質の大気中の排出による事業者の損害賠償責務などについて定めている。

炭化水素 (HC)、非メタン炭化水素 (NHC)

炭素と水素からなる化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つ。主な発生源としては、塗装・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等がある。環境基準は設定されていないが、中央公害対策審議会（当時）により光化学オキシダントの生成を防止する観点から、非メタン炭化水素についての指針値が示されている。

環境大気中では炭化水素のうちかなりの量をメタンが占めているが、メタンの光化学反応性は無視できるため、大気汚染物質として考えるときには、メタンを除いた非メタン炭化水素についてのみ扱う。（→「メタン」《7. 地球環境関係》参照）

短期的評価、長期的評価

（短期的評価）監視を行った時間の1時間値、または1時間値の1日平均値の数値と環境基準とを対比して評価すること。

（長期的評価）年間の測定結果を長期的に見て評価すること。1日平均値の高いほうから2%を除外した数値や、年間1日平均値の低いほうから98%値と環境基準とを対比して評価する方法。地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断する目的がある。

窒素酸化物 (NO_x)

物の燃焼や化学反応によって生じる、窒素と酸素の化合物の総称。高温燃焼の過程で、まず一酸化窒素 (NO) として大気中に放出され、酸素と結びついて二酸化窒素 (NO₂) となる。酸素と結びつく反応は遅いため、大気中では両者の混合物として存在している。

発生源は工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など、多種多様である。人の健康に悪影響を及ぼす (NO…血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害、中枢神経の麻痺を起こす。NO₂…粘膜への刺激作用があり、呼吸器及び肺に悪影響がある) ほか、光化学オキシダントの原因物質ともなっている。

環境基準は、NO₂について定められている。

テレメータシステム

環境中の汚染物質の濃度などを自動測定器で測定し、そのデータを専用電話回線や無線を利用して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムをいう。このシステムは、環境

監視用と発生源監視用の2種類がある。

二酸化硫黄 (SO₂)

燃料中の硫黄分が酸化燃焼された時生じる無色刺激性のガス。金属腐食性であり、還元性が強い。

繰り返し曝露した場合、歯牙酸食、気管支炎、ぜんそく、胃腸障害、結膜炎、味覚・嗅覚障害、全身疲労、さらにこうじると酸欠症による症状が現れる。

二酸化鉛法

大気中の硫黄酸化物測定方法の一つ。円筒に二酸化鉛を塗布した布を巻きつけ、これをシェルターに入れて通常1か月間大気中に静置しておくことにより、硫黄酸化物が硫酸鉛として固定される現象を利用したものである。

測定結果は、SO₂mg/日/100cm²で表す。

ばい煙、ばいじん

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質を「ばい煙」という。

このうち、ばいじんは、ボイラー、電気炉等から発生するすすや固体粒子をいう。（→「硫黄酸化物 (SO_x)」、「有害物質」参照）

排出基準

大気汚染防止法で定められた排出基準は、個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものである。

（同じ趣旨のものを、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法・悪臭防止法では「規制基準」と表現している）

浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じん（大気中に気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子）のうち、粒径が10μm以下のものをいう。（環境基準で定めている）

都市の場合、主な成分は炭素分やタール分である。この粒子は非常に小さく、自分の重さでは落下せずに浮遊するため、風の弱い時は濃度が増し、風が強くなると拡散して濃度は下がる。

粉じん

通常、ほこり等の空気中の固体物質をいう。大気汚染防止法では、自然現象のほかに物の粉砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴って発生・飛散する物質をいい、施設の構造並びに使用及び管理に関する基準による規制を受ける。

ベンゼン (C₆H₆)

無色の液体で特有のにおいがある。最も基本的な芳香族炭化水素。亀の甲型の平面正六角形構造を持つ。合成ゴム、合成洗剤、医薬品、香料、爆

葉などのあらゆる有機化合物の原料として利用される。

低濃度の曝露では骨髄における造血機能障害になり、貧血、歯根出血などが起きる。高濃度の曝露では麻酔作用が起きる。

平成9年2月4日に、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気中における環境基準が定められた。

有害物質

大気汚染防止法に定めるばい煙のうち、物の燃焼、合成、その他の処理に伴い発生する物質で、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質が定められている。(→「ばい煙、ばいじん」参照)

《3. 水質関係》

BOD (生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand)

水中の汚濁物質(有機物)が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量をいう。通常20℃、5日間で消費された酸素の量(単位: mg/L)を表したものである。

河川等の有機汚濁を測る代表的な指標である。河川に魚が生息するのはBOD5mg/L以下とされ、BOD10mg/Lを超すと悪臭が発生する。

COD (化学的酸素要求量 : Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物を化学的に酸化し安定させるのに必要な酸素の量(単位: mg/L)を表したもので、CODの数値が高いほど水質汚染が進んでいることを意味する。海域、湖沼、事業場排水等の代表的な汚濁指標である。

DO (溶存酸素 : Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素の量(単位: mg/L)を表したもので、水質汚濁の指標の一つ。溶存酸素は水の自浄作用や水生生物にとって必要不可欠なものであり、数値が小さいほど水質汚濁が激しい。

普通、きれいな河川のDOは8~9mg/Lの状態にあり、魚介類が生息するには5mg/L以上が必要とされている。

mg/L

水1Lの中にその物質が1mg含まれていること。ppmとほぼ同じ値を示す。

n-ヘキサン抽出物質(油分)

n-ヘキサン(ノルマルヘキサン: 脂肪族炭化水素)で抽出される油分。油分等には、塗料・潤滑油等の鉱物性油、植物性油等がある。油分は、農作物や水産物の表面に付着することで、その生育や商品価値に悪影響を与える。海域における環境

基準の項目に設定されている。

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で熱に強く、絶縁性に優れていることから、絶縁油、熱媒体、塗料など多方面に使用された。摂取した場合、分解されにくく残留するため脂肪組織に蓄積され、皮膚障害や肝障害を引き起こすことが知られている。環境ホルモン的一种。特に、コプラナーPCBは毒性が強く、ダイオキシン類対策特別措置法において、ダイオキシン類の一つに数えられている。

カネミ油症事件の原因物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在わが国では製造・使用が禁止されている。

水質汚濁の環境基準値は「検出されないこと」となっている。(→「ダイオキシン類」《6. ダイオキシン類関係》参照)

pH (水素イオン濃度指数 : Hydrogen ion exponent)

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、水素イオン濃度[mol/L]の逆数の常用対数をpH0~14の数値で示したもの。pH7が中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下は酸性を示す。富栄養化の進んだ水域では、藻類などの炭酸同化作用により強いアルカリ性を示すことがある。自然水のpHは、通常6.5~8.5の範囲にある。

SS (浮遊物質 : suspended solid)

粒径2mm以下の、水に溶けない懸濁性の物質をいう。水質汚濁の指標の一つ。水の濁りの原因となるもので、魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることで水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。

また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

亜鉛 (Zn)

主に亜鉛めっき、黄銅、ダイキャストなどの原料として使われ、鉱山廃水、これらの金属を取扱う工場の廃水から検出される。

ヒトへの毒性は比較的弱い、水生生物への毒性が強いため、平成15年に「水生生物に係る水質環境基準」の基準項目として基準値が設定された。

飲料水の許容量は1mg/L以下、排水基準は5mg/L。

赤潮

海中のプランクトンが異常繁殖し、海水の色が赤褐色に変わる現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続く時に発生しやすい。

海水中の窒素・リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生していると考えられている。

魚介類に対する被害の原因として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する。(2)

赤潮プランクトンの細胞分裂のため、海中中の DO が不足する。(3) 有害物が赤潮プランクトンにより生産排出される。(4) 細菌が増殖する。などの諸説がある。

栄養塩類

富栄養化の 1 つの指標物質で、藻類その他の水生植物が増殖をもたらすための必要な各種元素である。藻類その他の水生植物が要求する物質として、窒素、リン、硫黄、マグネシウム、鉄等の物質があるが、藻類生産を制限しやすい物質、すなわち窒素、リン（藻類増殖の最小律）が富栄養化の栄養塩とされている。

汚泥（スラッジ）

工場排水等の処理後に残った泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のもの。有機性及び無機性のものすべてを含む。

活性汚泥法

有機性汚水に空気を吹き込むと、その汚水に適した好気性の微生物が繁殖し、フロックを形成するようになる。通気を止めるとフロックは急速に沈降し、透明な処理水が得られる。このフロック状のスラッジは、汚水中のコロイド状あるいは溶解性の有機物を吸着し、酸化分解する。この現象と作用を利用して汚水を好氣的に浄化する方法を活性汚泥法という。

合併処理浄化槽

生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽のこと。公共用水域に流れ込む汚れの量を、単独処理浄化槽の 8 分の 1 に減少させる性能があり、下水道終末処理施設と同程度の処理水が望める。（→「浄化槽」参照）

下水道

「生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設」のこと。

公共下水道（次項）、流域下水道（2 つ以上の市町村にまたがり広域的に整備するもの）のほか、特定環境保全公共下水道・農村下水道（市街地以外を対象に、目的に応じて整備するもの）などがある。

健康項目

人の健康の保護に関する項目で、有害物質を示すもの。現在、26 項目に関して、河川等の公共用水域に定められている。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続

するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。（下水道法第 2 条第 3 項）（→「下水道」参照）

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）」と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

合成洗剤

洗剤には、ヤシ油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の 2 種類がある。合成洗剤は、界面活性剤と助剤からなり、硬水でも使用できる等利便性があることから幅広く使われている。

界面活性剤による皮膚障害の安全性や、助剤に含まれるリン酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされ、合成洗剤の低リン化、無リン化などの対策が進められた。

自浄作用

河川などが汚濁された場合、時間の経過に伴って元の清澄な水質に戻る現象をいう。微生物による分解等の生物的なもの、沈殿・希釈拡散などの物理的なもの、酸化作用などの化学的なのが、因子として考えられる。

重金属

比重 4.0 以上の金属。カドミウム、水銀、クロムなど、生体にとって有害なものが多いが、微量元素として必要なものもある。

浄化槽

し尿等を微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備または施設をいう。し尿のみを処理する設備または施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗濯排水等）を併せて処理する設備または施設を合併処理浄化槽という。（→「合併処理浄化槽」参照）

水域類型指定

水質基準に係る環境基準のうち、生活環境の基準については河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切って AA、A、B、C、D、E の 6 つの類型を設けている。

pH、BOD 等の項目について、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共用水域に水域類型の当てはめを行うことにより、当該水域の環境基準値が具体的に示される。

水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とがある。

前者は、8 項目の指定に始まり、現在までに 26 項目が指定されている。

この基準は全ての公共用水域に一律に適用され、直ちに維持達成されるべきものとなっている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川・海域・湖沼の水域ごとに利水目的に応じてそれぞれ種類の指定が行われ、10 項目が定められている。(→「生活環境項目」参照)

水質汚濁防止法

昭和 45 年に制定された法律で、「工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する」ことを目的としている。

水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、「公共用水自体の水質が、人の健康の保護ならびに生活環境保全のために維持されることが望ましい」基準として定められる環境基準と、この基準を達成するため、工場等を規制するものとして定められる排水基準とがある。(→「環境基準」《1. 環境全般》、「排水基準」参照)

水生生物による水質調査

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カワゲラなどの水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れとも密接に関連していることから、生物を指標とすることによって、川の水質を調査することができる。

I きれいな水	II 少しきたくない水
アミカ	イシマキガイ
ウズムシ	オオシマトビケラ
カワゲラ	カワニナ
サワガニ	ゲンジボタル
ナガレトビケラ	コオニヤンマ
ヒラタカゲロウ	コガタシマトビケラ
ブユ	スジエビ
ヘビトンボ	ヒラタドロムシ
ヤマトビケラ	ヤマトシジミ
III きたくない水	IV 大変きたくない水
イソコツブムシ	アメリカザリガニ
タイコウチ	エラミミズ
タニシ	サカマキガイ
ニホンドロソコエビ	セスジユスリカ
ヒル	チョウバエ
ミズカマキリ	
ミズムシ	

生活環境項目

生活環境の保全に関する環境項目は、水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素 (DO)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質 (油分)、全窒素、全リン、全亜鉛の 10 項目について、河川、湖沼、海域別に各利水目的に応じて設けられた数個の水域類型ごとに定められている。(→「水質汚濁に係る環境基準」参照)

生活排水

炊事、洗濯、風呂の排水等、日常生活に伴って家庭から出る排水のこと。し尿は含まれないが、し尿等を浄化槽から放流した水は含まれる。

瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内法」とも呼ばれる。水質汚濁防止法などの従来の規制の方式によっては、「わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべき」瀬戸内海の環境保全を図ることが不十分であったことに鑑みて制定・施行されたもの。

この法律の目的は、①瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画の策定等に関し必要な事項を定め、②特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に関し特別に措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることである。

大腸菌群数

大腸菌とは、「グラム陰性・無萌芽性のかん菌で乳糖を分解し、ガスを発生する好気性・通性嫌気性の細菌」の総称。大腸菌群数の数値が高いということは、人畜の排泄物によって汚染されている可能性があるため、衛生上の指標となる。

環境水等の低汚染の水には、最確数試験 (推計学的に最も確からしい数を求め、試料 100mL 中の大腸菌群数 [MPN 数] として表示する方法) が用いられる。(MPN=Most Probable Number)

排水等の汚染度の高い水にはデオキシコレート寒天培地法が用いられる。

(単位として「 $2.4E+05$ 」のように、 $aE+b$ と書かれることがあるが、これは $aE+b=a \times 10^b$ を示すもの。例えば $2.4E+05$ であれば 2.4×10^5 、つまり 240,000 を示す)

底質

河川、湖沼、海域等の水底を形づくっている粘土、シルト、砂、礫などの堆積物や岩のことをいう。貝類や水生昆虫類、藻類をはじめとした底棲動物の生活の場でもある。

水質汚濁の進行に伴い、有機物質や重金属類などが沈積し、底質中に蓄積される。このため、底質を調べることで、汚濁の進行傾向や速度につい

て、有用な情報が得られる。

また、一度底質に移行した各種物質の一部が、溶出や、まき上がり現象によって再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られている。

テトラクロロエチレン (CH₂=CH₂)

有機塩素系溶剤の一つであり、ドライクリーニング、金属の脱脂洗浄、一般溶剤として使用されるが、地下水の汚染が懸念され、水質汚濁防止法により規制される。中毒症状として、めまい、肝機能障害などがある。

(平成9年2月4日に、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気中における環境基準が定められた。)

透視度

水の濁りや着色の度合いを示す指標。透視度計の底部にある標識板が明らかに識別できるときの水層の高さ (cm) を度数で表わす。数値が小さいほど水が濁っていることを示す。

透明度

水の濁り具合を示す指標。透明度板 (セッキ板) を水中に沈め、それが周囲と区別できなくなる深度をメートルで示す。一般に海域・湖沼で用いられる。

トリクロロエチレン (CHCl=CCl₂)

有機塩素系溶剤の一つであり、ドライクリーニングや金属の脱脂洗浄などに使われる。無色、クロロホルム臭。地下水の汚染が懸念されるため、水質汚濁防止法により規制を受ける。高濃度に曝露した場合には麻酔作用があり、低濃度の場合には酩酊作用がある。肝臓や腎臓に障害をもたらすことがある。

(平成9年2月4日に、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気中における環境基準が定められた。)

鉛 (Pb)

鉛及び鉛化合物は古くから有害物質として知られている。少量摂取では食欲不振、頭痛、全身倦怠感、貧血等の症状を起こす。多量の摂取があったときは急性中毒が起き、腹痛、嘔吐、下痢、閉尿、激しい胃腸炎などの症状を起こし、死に至ることもある。金属鉛は常温で蒸発しないが、粉じんとして吸収、あるいは経口的に摂取する恐れがある。

かつては自動車のアンチロック剤として四エチル鉛が使用された。

現在の主な発生源は顔料・塗料化学工場、鉛電池製造業などである。

水道水基準は0.05mg/L以下、環境基準 (水質) 0.01mg/L以下、排水基準0.1mg/L以下。

大気汚染防止法による排出基準は、鉛及びその化合物について、ガラス製品の製造20mg/N%、鉛、

銅、亜鉛の精錬溶鉱炉等 10~30mg/N%となっている。

農薬類

農薬類は農作物に被害を及ぼす生物や植物を排除するために、水田、畑地、ゴルフ場などで盛んに使用されているが、これらの農薬類が貯水池、湖沼、河川、地下水などを汚染する恐れがあるので、4種類の農薬について水質基準が定められた。

4種類の農薬とは、①1,3-ジクロロプロペン (土壌線虫殺虫剤)、②チウラム (土壌処理用殺菌剤)、③シマジン (畑地・芝生用除草剤)、④チオベンカルブ (水田用) である。

排水基準

水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例及び上乘せ条例に規定されている工場または事業場からの排水の規制を行うための基準であり、カドミウムなどの有害物質や、BODなどの生活環境項目ごとに定められている。

富栄養化

内湾や湖沼等、水の交換が行われにくい水域 (閉鎖性水域という) の水中で、窒素やリン等の栄養塩類が増えていくこと。もともと自然に進行するものであるが、近年、生活排水、工場排水等の急激な増加に伴って、その進行が人為的に加速され、植物プランクトンや藻類の著しい増加がみられるようになった。

その結果、赤潮、アオコ (水の華)、魚介類のへい死、溶存酸素の欠乏、色度・臭気の増加 (悪臭)、溶解性有機物の増加等の水質悪化などがみられ、上水道、水産業、農業などに被害をもたらした。

要監視項目

人の健康の保護に関連する物質であるが、河川・海域における検出状況等から、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、平成5年3月に設定された項目。

現在は27項目について定められている。

《4. 騒音・振動関係》

dB (デシベル)

音の強さや振動加速度レベルなどの物理量を、ある標準的な基準量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位のこと。例えば、騒音であれば普通の会話で60dB程度、振動であれば地震の震度1が55~65dBに相当する程度である。

(騒音の単位は、聴感補正を行ったホン、またはデシベルが用いられてきたが、計量法の改正[平成4年5月20日法律第51号]に伴い、「騒音レベル」が「音圧レベル」に、音圧レベルの計量単位が「ホン又はデシベル」から「デシベル」に変更

された。また、騒音計の補正回路の呼称は「聴感補正回路」から「周波数補正回路」となった。）

なお、耳の感覚に合うように補正した音の「大きさ」をはかる単位を dB (A) という。

また、振動の場合は、感覚に合うよう補正した鉛直振動加速度の「大きさ」をはかる単位を dB という。

暗騒音・暗振動

ある特定の騒音（振動）を測定しようとする時に、その対象以外の騒音（振動）が存在する場合、これを対象の騒音（振動）に対して「暗騒音」（「暗振動」）という。

環境騒音

ある地域で、通常そこに存在する不特定多数の音源から発生する総合された騒音をいう。

振動

物体がある一点を中心に、ある周期をもって揺れ動くことであるが、この動きによって人の生活等が阻害されることを「振動による公害」という。従って、公害を発生させる振動は「不快な振動」「好ましくない振動」といえる。

振動レベル

振動の加速度を dB で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもの。単位は dB。通常、振動感覚補正回路を持つ公害用振動レベル計により測定した値である。

騒音

好ましくない音の総称。主観的なものであるため、受ける影響も個人差があり、人によって非常に異なるものである。数値で表示する場合、音の大きさを dB (デシベル) で表す。

主な騒音には、工場騒音、建設騒音、交通騒音などがある。

騒音規制法

工場等の事業活動によって発生する騒音の規制及び自動車騒音の許容限度を定めるため制定された法律。都道府県知事による騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定、特定施設を設置する工場の騒音が規制基準に適合しない場合の設置者に対する改善勧告及び改善命令、環境大臣による自動車騒音の許容限度の設定、国の騒音防止施設の設定又は改善に対する資金あっせん等の援助、地方公共団体による飲食店営業等の深夜騒音等の規制などについて定めている。

騒音レベル

音の感覚は音圧レベルのほかに周波数によっても変化する。この聴感補正 (A 特性) の回路を組込んだ騒音計により測定した値を騒音レベルといい、単位はデシベル (dB (A)) を用いる。(→「等価騒

音レベル」参照)

中央値・上端値・下端値 ($L_{50} \cdot L_5 \cdot L_{95}$ [$L_{10} \cdot L_{90}$])

騒音測定データの処理には累積度数曲線を用いるが、その累積度が上から 50% となる値を中央値 (L_{50})、5% 目の値を上端値 (L_5)、95% 目の値を下端値 (L_{95}) という。

このとき、上端値から下端値までの値を 90% レンジという。変動の激しい騒音は、この中央値と変動幅を表す 90% レンジで表すことで、その状況をほぼ判断できる。

また、振動についても、騒音と同様のデータ処理を行うが、この場合、上から 10% 目の値を上端値 (L_{10})、90% 目の値を下端値 (L_{90}) といい、その幅を 80% レンジとしている。

低周波空気振動

人の耳には聞き取りにくい低い周波数 (20Hz 以下) の空気振動のこと。工場施設、道路橋等から発生することがある。波長が長いいため障害物の影響を受けにくく、遠くまで届く。

これにより、物的苦情 (ガラス窓や戸、障子などが揺れる)、心理的苦情 (ガラス窓がガタガタ鳴る音がうるさく睡眠が妨げられる、考え事や読書が中断される)、生理的苦情 (耳鳴り、頭痛、胃の不調等) が発生して問題になっている。

等価騒音レベル (L_{eq})

不規則かつ大幅に変動する騒音に対して用いられる評価法。変動する騒音を、一旦、エネルギーの大きさに変換して、そのエネルギーと同じ大きさを持つ変動しない騒音として、これをレベル表示したもの。 L_{50} が同一であっても、ピーク騒音が大きいと、頻繁にあるほど、 L_{eq} は高くなる。

これはエネルギー平均値であるので理論的に取扱いやすく、予測もしやすいといった特徴があることから、まず諸外国で採用され、その後、日本でも採用されるようになった。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生するもので、騒音規制法、振動規制法、及び別府市環境保全条例に指定された作業をいう。

ホン

周波数 1,000Hz を標準音として人間が感じる音の大きさを表す単位。同じ音圧でも周波数が違うと、人間の耳には大きさの違う音として感じられる。(→「dB (デシベル)」参照)

類型指定

騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が騒音に関係するところの都市計画地域等を勘案し、具体的に地域に当てはめ、指定していくことをいう。

(→「水域類型指定」《3. 水質関係》参照)

《5. 悪臭関係》

悪臭物質

悪臭防止法では「不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれがある物質であって政令で定めるもの」を悪臭物質といい、現在 22 物質が指定されている。(※)

においに対しては個人差があるが、大多数の人々 (70%または 3 分の 2) に不快感を与えるにおいは「悪臭」と呼ばれる。特有のにおいを持つ化合物は約 40 万種に達すると言われている。

(※…ただし、別府市においては、この 22 物質 [「参考資料 7 悪臭防止法に基づく規制基準」に記載]のうち、硫化水素が除外されている。)

悪臭防止法

悪臭を防止するため制定された法律。悪臭の原因となる悪臭物質(アンモニア等 22 物質)の特定、工場その他の事業場から悪臭物質の排出・漏出を規制するための規制地域の指定及び規制基準の設定、悪臭物質を排出する事業者に対する規制基準の厳守・義務づけ、これに違反する事業者に対する改善勧告・改善命令などを定めている。

アンモニア (NH₃)

特有の刺激臭のある無色の気体。圧縮により常温でも容易に液化する。皮膚、粘膜、呼吸器への刺激性と腐食性が強く、眼に入ると結膜浮腫等を起こす。発生源は化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、し尿処理場、畜舎、化学工場など。

(規制基準：1ppm)

臭気強度

においの強さを 6 段階に区分したもの。規制基準を設定する場合、敷地境界線においては、臭気強度 2.5 から 3.5 に相当する悪臭物質濃度。

官能試験法にあっては臭気濃度が適当であるとされている。

臭気強度	
0	無臭
1	やっと感知できる
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

《6. ダイオキシン類関係》

2, 3, 7, 8-TCDD (2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾパラジオキシン)

ダイオキシン類の中で最も毒性の強い物質。致死量が (体重 1kg のモルモットに換算して) 0.0006mg で、青酸カリの 1 万倍の急性毒性がある。

pg/m³

1m³の大気中に含まれるダイオキシン類等の重量を表す単位。

TEQ (毒性等価物量：Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシンは多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 とし、各異性体の毒性を毒性等価係数 (TEF) により換算した値をいう。各異性体ごとに濃度と毒性等価係数との積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度の TEQ 換算値という。

例えば、1, 2, 3, 4, 7, 8-TCDD (1, 2, 3, 4, 7, 8-ヘキサクロロジベンゾパラジオキシン) の量が 10pg だった場合は、TEQ は TEF (0.1) を掛けた 1pg となる。

一般的にダイオキシン類の濃度を表す時は、この TEQ に換算した数値を使用する。(1pg-TEQ/L、1pg-TEQ/m³ など)

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD、75 種) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF、135 種) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。

平成 11 年 7 月 16 日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF にコプラナーPCB を含めて「ダイオキシン類」と定義されている。

ダイオキシンは水にはほとんど溶けず、脂肪に溶けやすい性質があり、一旦体内に摂取されると排出に時間がかかる。

ゴミ焼却場において廃棄物中の塩化ビニル樹脂や有機塩素製品などを燃やした際、ダイオキシン類が生成されることが確認されている。

《7. 地球環境関係》

オゾン層の破壊

オゾン層は生物に有害な紫外線を吸収するため、生物の存在に不可欠であるが、近年、フロンガスなどによるオゾン層の破壊が大きな問題となっている。(極地上空では、オゾン濃度の急激な減少【オゾンホール】が観測された。)

オゾン層を保護するため、特定フロン等の使用を削減する国際的な条約 (ウィーン条約) も締結されている。

オゾン層が破壊され、地上に有害な紫外線が増加した時には、皮膚ガンや白内障などの健康障害が発生するばかりでなく、農作物の収穫量減少や浅い海でのプランクトン死滅など、動植物への被害が予想される。(→「オゾン・オゾン層」《2.

大気関係)、「フロン」参照)

温室効果ガス (温暖化ガス)

大気中の二酸化炭素や水蒸気は、太陽からの日射はほとんど通過させるが、地表面からの赤外線放射を吸収し、熱の一部を再び地表面へと放射して地球を温めている。こうした、温室のガラスのような働きを温室効果と呼び、このような性質を持ったガスを温室効果ガスという。

近年、空気中の二酸化炭素濃度が高まっていることから、気候が温暖化 (地球温暖化) する可能性が指摘されている。

このため、二酸化炭素などの 6 種の温室効果ガスについて、発生量を削減しようとする動きが始まっている。

(6 種の温室効果ガス : ①二酸化炭素、②メタン、③亜酸化窒素、④ハイドロフルオロカーボン (HFC)、⑤パーフルオロカーボン (PFC)、⑥六フッ化硫黄 (SF₆))

地球温暖化

地球の温度は、太陽の日射熱と、地球から宇宙へと放出される熱とのバランスにより一定を保っている。しかし、大気中の温室効果ガスが (人為的な要因で) 増え過ぎると、宇宙へ放出される熱が地表面に戻され、地上の気温が上昇する。この現象を地球温暖化という。

フロン

わが国だけで使われる呼称で、[クロロ]フルオロカーボン (炭素・[塩素]・フッ素からなる化合物の総称) のことを指す。無色無臭の気体。スプレー噴霧 (エアロゾル) 剤、冷却剤、潤滑剤、殺菌剤、溶剤、消火剤、ウレタンフォーム発泡剤など、広い用途に用いられていた。

メタン (CH₄)

メタン系炭化水素 (C_nH_(2n+2)) に属するものの一つ。天然ガス、石炭ガス、炭坑からのガス、自動車排出ガスに含まれる無色・無臭のガス。下水を活性汚泥法で処理する時にできる活性汚泥を嫌気性分解する場合にも、二酸化炭素などとともに発生する。

メタン自体には毒性はないが、地球温暖化物質の一つとして、排出量削減の対象となっている。